第８期東広島市障がい福祉計画及び
第４期東広島市障がい児福祉計画

－　（案）　－

令和８（2026）年 11 月

広島県　東広島市

～ 目 次 ～

第１章　計画の概要 ----------1
【１】計画策定の社会的背景と趣旨 ---------- 1
【２】計画の位置付け ---------- 3
【３】計画の期間 ---------- 5
【４】計画の策定方法 ---------- 5
【５】計画の対象者 ---------- 6

第２章　計画の推進体制 ----------7
【１】計画の推進体制 ---------- 7
【２】計画の進行管理 ---------- 9

第３章　障がいのある人を取り巻く現状 ----------10
【１】人口の動き ----------10
【２】障害者手帳所持者等の状況 ----------11
【３】障がいのある人に対する主な施策等の取組状況 ----------16
【４】アンケート調査結果から読み取れる現状 ----------20

第４章　前期計画の進捗状況 ----------44
【１】成果目標の進捗状況 ----------44
【２】障害福祉サービス等の見込量の進捗状況 ----------54
【３】障害児通所支援等の見込量の進捗状況 ----------59

第５章　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画----------61
【１】基本指針等の概要 ----------61
【２】計画策定に当たっての本市の主な課題 ----------67
【３】成果目標等の設定 ----------73
【４】障害福祉サービス等の見込量と確保方策 ----------87
【５】障害児通所支援等の見込量と確保方策 ----------99

資料編----------103（未）

第１章　計画の概要

【１】計画策定の社会的背景と趣旨

１　社会的背景

近年、障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、介助する家族の高齢化、親亡き後の暮らしへの不安などを背景に、支援ニーズは多様化・複雑化する傾向にあります。

また、発達障がいや精神障がい、高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいへの理解を深めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもやその家族への支援、本人の意思や希望の尊重など、一人ひとりの障がい特性や生活状況を踏まえたきめ細かな対応が求められています。

障がいのある人が、必要な支援を受けながら自分らしく地域で暮らすためには、障害福祉サービスや相談支援をはじめ、保健・医療、教育、就労、防災等の関係分野が連携し、切れ目なく支援することが重要です。あわせて、障がい福祉人材の確保・育成をはじめ、持続可能なサービス提供体制の構築も必要です。

国においては、令和６（2024）年４月に改正「障害者差別解消法」※1が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。また、改正「障害者総合支援法」※2が施行され、令和７（2025）年 10 月には、本人の希望や適性等に応じた就労先や働き方の選択を支援する「就労選択支援」が開始されるなど、障がいのある人の地域生活と社会参加を支える制度の充実が進められています。

さらに、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の策定に向け、令和８（2026）年３月に国の「基本指針」※3が改正されました。今回の見直しでは、地域生活への移行・定着など、これまでの取組を引き続き推進するとともに、障がい福祉人材の確保・定着をはじめ、地域における持続可能なサービス提供体制の確保などが重視されています。

本市では、平成 31（2019）年に、県内で初めて「障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例」と「手話言語の認識の普及に関する条例」の２つの条例を同時に制定し、同年４月に施行しました。これらの条例に基づき、障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保や手話への理解の促進に取り組んでいます。

今後も、障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の実情に応じた支援体制と、障害福祉サービス等の提供体制を確保していくことが求められています。

※１　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）
※２　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）
※３　「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
（令和８年３月 31 日こども家庭庁・厚生労働省告示第４号）

【　「障がい」の表記について　】
・ 本計画では「障害」の「害」の字に対して、様々な受け止め方があることを踏まえ、障がいへの理解を深める契機とするため、原則として「障がい」と表記します。ただし、法令、条例、計画、制度、事業等の正式名称及び引用文については、それぞれの正式な表記又は原文の表記を用います。

２　計画策定の趣旨

本市では、令和６（2024）年３月に「第４次東広島市障がい者計画・第７期東広島市障がい福祉計画及び第３期東広島市障がい児福祉計画」を策定し、「地域共生のまちづくり　すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして」を基本理念として、障がい者施策の総合的な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組んできました。

この度、同計画のうち「第７期東広島市障がい福祉計画及び第３期東広島市障がい児福祉計画」（以下「前期計画」という。）の計画期間が令和８（2026）年度をもって満了することから、現行の「第４次東広島市障がい者計画」が示す基本的な方向性を踏まえ、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までを計画期間とする「第８期東広島市障がい福祉計画及び第４期東広島市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

【２】計画の位置付け

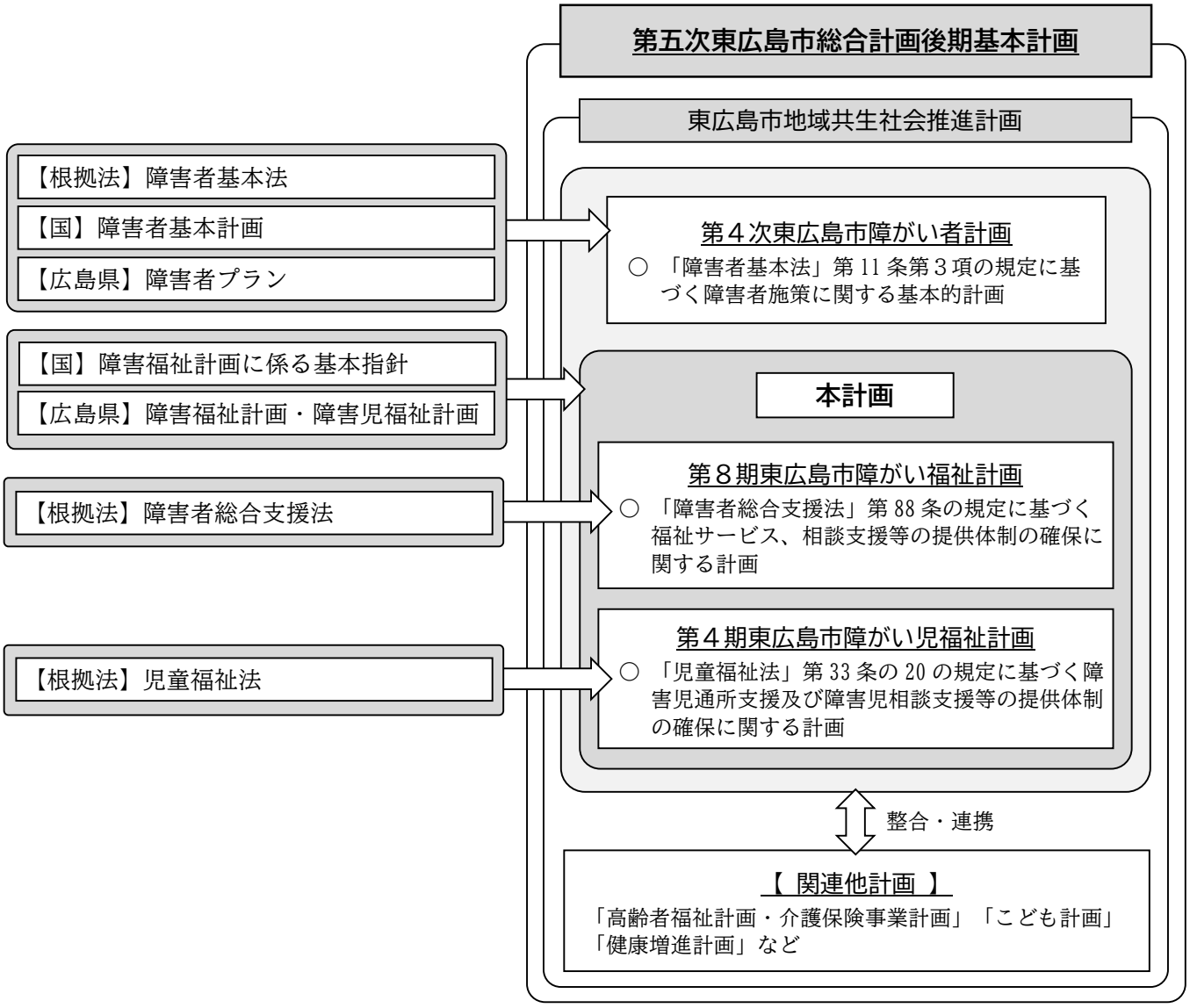
１　本市における計画の位置付け

「第８期東広島市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の必要な見込量とその確保方策を定める計画です。

「第４期東広島市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」第 33 条の 20 の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援等の必要な見込量とその確保方策を定める計画です。本市では、これらの２計画を一体的に策定します。

本計画は「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」第 11 条第３項の規定に基づき、障がい者施策全般の基本的な方向性を定める「第４次東広島市障がい者計画」を踏まえ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を具体化する計画として位置付けます。

また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画後期基本計画」をはじめ、「東広島市地域共生社会推進計画」「東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画」「東広島市こども計画」等の関連計画との整合・連携を図ります。



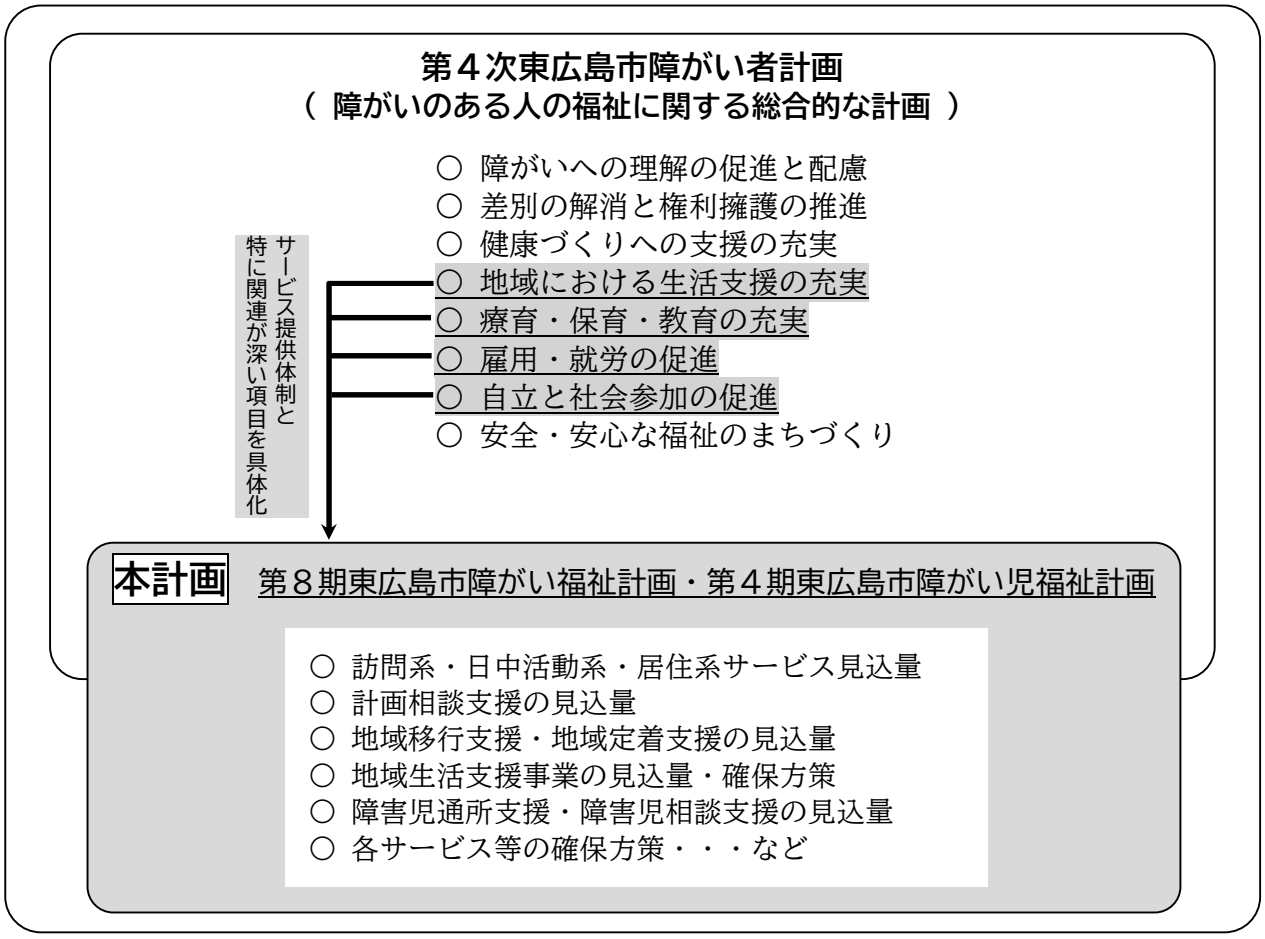
2　本計画と障がい者計画との関係

「第４次東広島市障がい者計画」は、障がいのある人の生活全般に関わる施策の基本的な方向性を定める総合的な計画です。

一方、本計画を構成する「第８期東広島市障がい福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等について、必要な見込量とその確保方策を定める計画です。「第４期東広島市障がい児福祉計画」は、障害児通所支援及び障害児相談支援等について、必要な見込量とその確保方策を定める計画です。

このため、本計画は「第４次東広島市障がい者計画」に掲げる施策のうち、特に地域生活支援、療育・保育・教育、雇用・就労支援等と関係の深い分野について、成果目標、サービス見込量及びその確保方策を定め、具体化するものとして位置付けます。

【 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係 】



【３】計画の期間

本計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。また「第４次東広島市障がい者計画」の計画期間は、令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までの６年間であり、本計画は、その基本的な方向性を踏まえ、後半３年間における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を定めるものです。

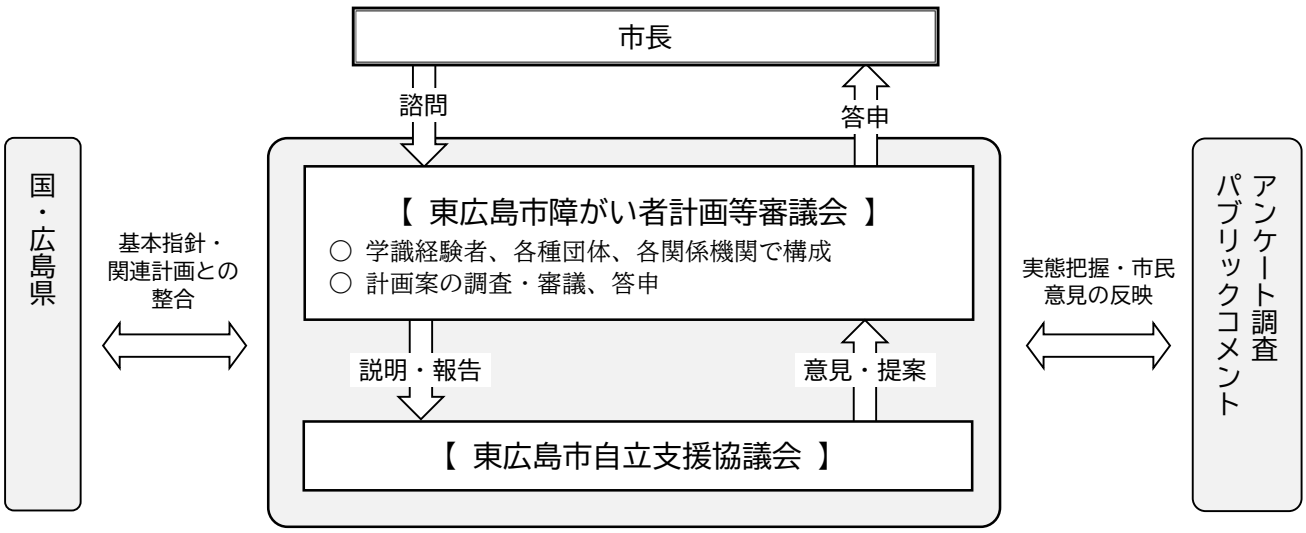
計画の最終年度には、成果目標やサービス見込量等の進捗状況を点検・評価し、その結果を次期計画の策定に反映します。なお、国の制度改正や社会情勢、本市の障がいのある人を取り巻く状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和７
(2025)
年度</th><th>令和８
(2026)
年度</th><th>令和９
(2027)
年度</th><th>令和 10
(2028)
年度</th><th>令和 11
(2029)
年度</th><th>令和 12
(2030)
年度</th><th>令和 13
(2031)
年度</th><th>令和 14
(2032)
年度</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">障がい者計画</td><td colspan="5" rowspan="2">第４次計画</td><td colspan="3" rowspan="2">第５次計画（次期計画）</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="6">本計画</td><td rowspan="2">障がい福祉計画</td><td colspan="2" rowspan="2">第７期計画</td><td colspan="3" rowspan="2">第８期計画（本計画）</td><td colspan="3" rowspan="2">第９期計画（次期計画）</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="2">障がい児福祉計画</td><td colspan="2" rowspan="2">第３期計画</td><td colspan="3" rowspan="2">第４期計画（本計画）</td><td colspan="3" rowspan="2">第５期計画（次期計画）</td></tr>
<tr></tr>
</table>

【４】計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、国の基本指針や広島県の関連計画等との整合を図るとともに、アンケート調査により障がいのある人やその家族の生活状況、支援ニーズ、障害福祉サービス等の利用状況を把握しました。

本計画は「東広島市障がい者計画等審議会」で審議し、「東広島市自立支援協議会」及びパブリックコメントを通じて寄せられた意見を踏まえ、策定しました。



【５】計画の対象者

本計画は、市内に居住する障がいのある人及び障がいのある子ども並びにその家族を主な対象とします。

本計画における「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の対象となる人を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）又は難病等により、日常生活又は社会生活に支援を必要とする人を広く含むものとします。また、障害福祉サービス等を提供する事業者、関係機関や団体、地域住民など、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支える関係者も対象とします。

第２章　計画の推進体制

【１】計画の推進体制

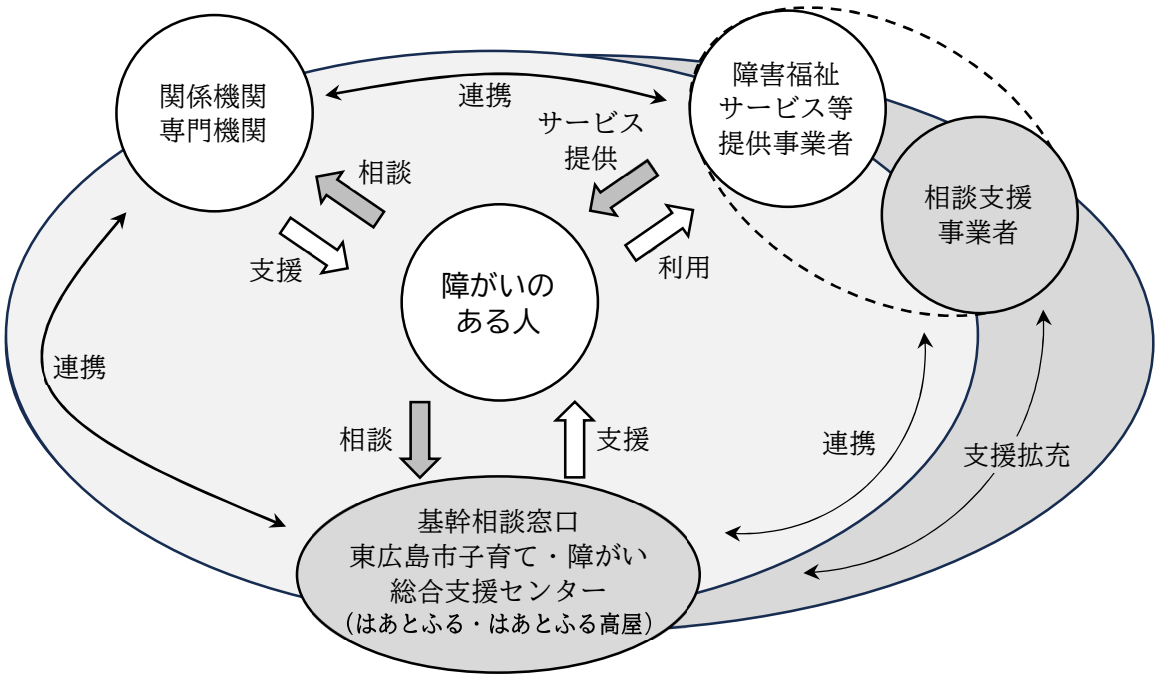
１　庁内及び関係機関との連携

本計画を着実に推進するため、庁内関係部署の連携を図るとともに、障害福祉サービス等提供事業者、相談支援事業者、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関及び関係団体との連携を強化します。

障がいのある人や障がいのある子ども、その家族の意見やニーズを把握し、障害福祉サービス等の提供体制や各種取組に反映します。

２　相談支援・サービス提供体制の連携

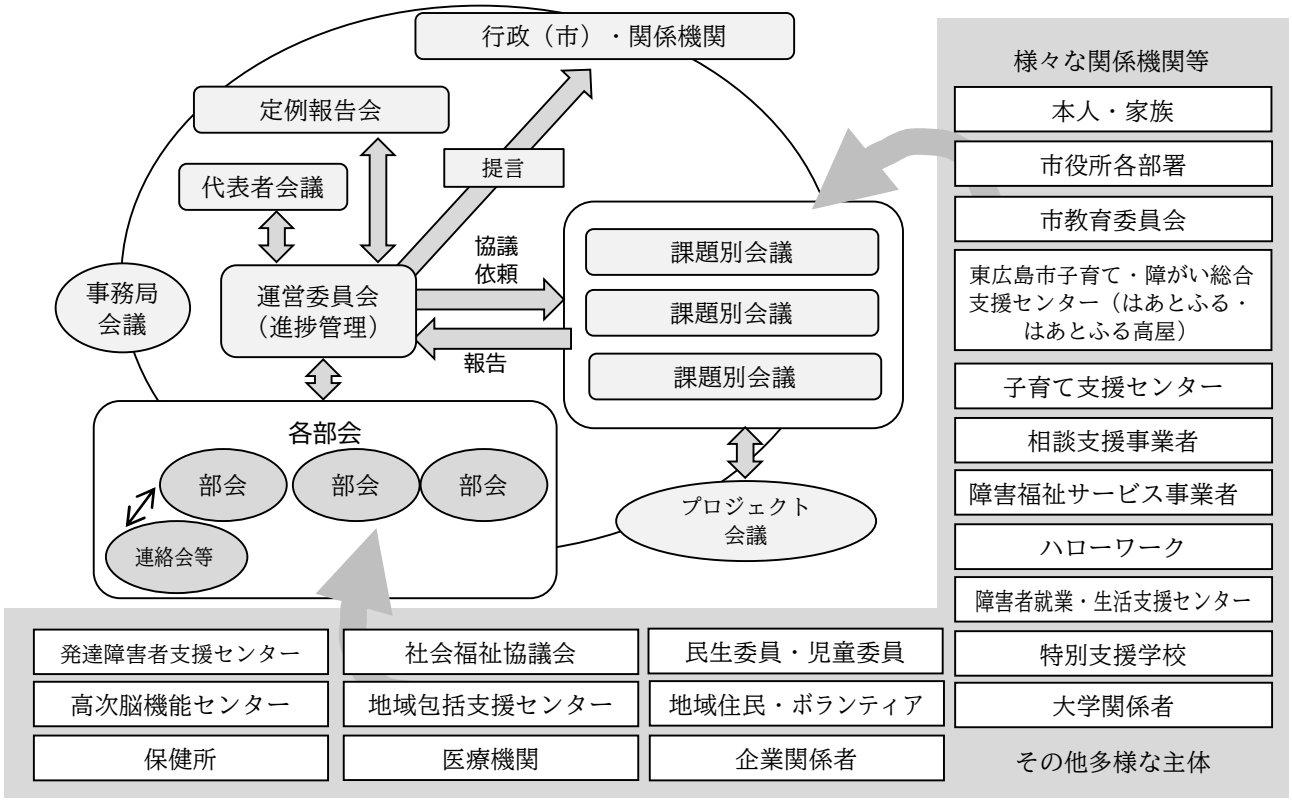
「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」内の障がい者相談支援センターを中心に、相談支援事業所、障害福祉サービス等提供事業者及び関係機関が連携し、必要な支援につなぐ相談支援体制の充実を図ります。また、障害福祉サービス等の内容や相談窓口について、多様な媒体を活用した分かりやすい情報提供に努めます。



3　東広島市自立支援協議会との連携

「東広島市自立支援協議会」と連携し、障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く地域課題の把握・共有、解決に向けた協議及び関係機関のネットワークづくりを進めます。また、各部会や課題別会議等における協議を通じて、必要な社会資源や支援体制について検討するとともに、その結果を本計画の推進や施策の改善に反映します。

【 自立支援協議会のネットワークイメージ 】

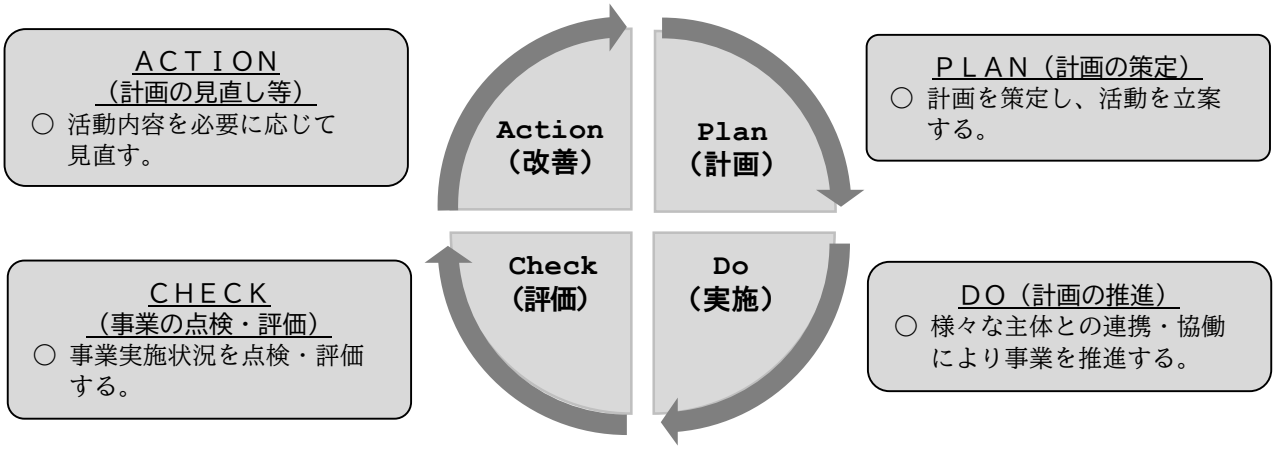


【２】計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、成果目標、障害福祉サービス等の見込量及び各取組の進捗状況を定期的に点検・評価します。

その結果を東広島市障がい者計画等審議会や東広島市自立支援協議会等と共有し、ＰＤＣＡサイクルに基づく取組の改善や次期計画の策定に反映します。

【 参考／ＰＤＣＡサイクルによる進捗評価 】



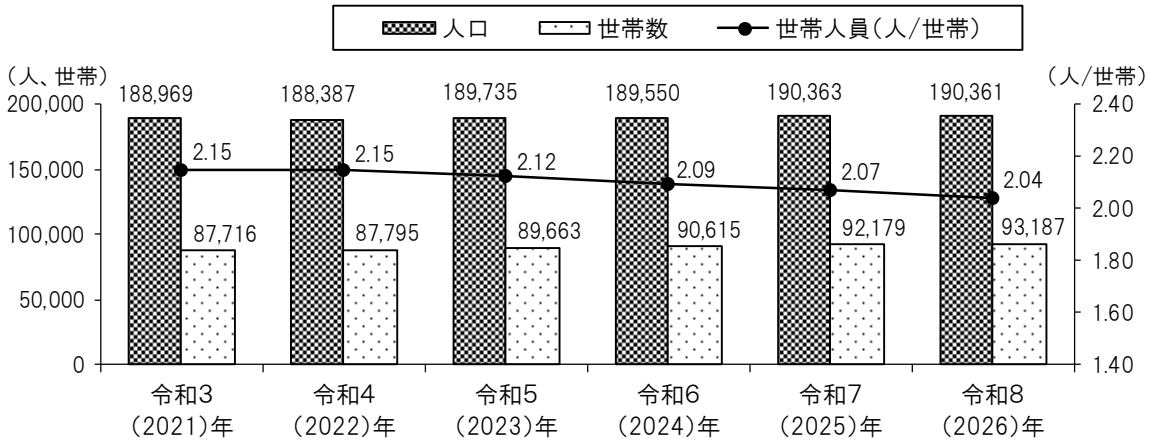
第３章　障がいのある人を取り巻く現状

【１】人口の動き

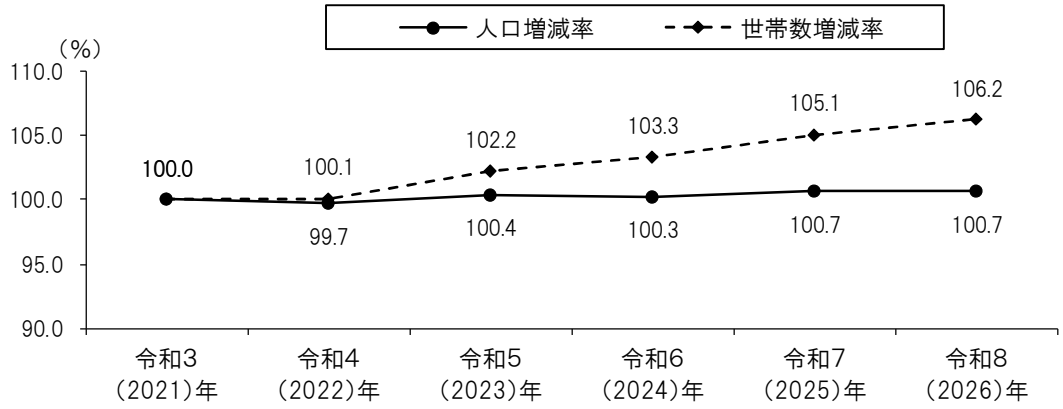
本市の人口は、おおむね横ばいで推移しており、令和８（2026）年では 190,361 人（令和３（2021）年を 100 とした場合 100.7）となっています。世帯数は増加傾向にあり、１世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和３（2021）年の 2.15 人から令和８（2026）年で 2.04 人となっています。

本市の高齢化率は、令和３（2021）年の 24.4%から令和８（2026）年で 25.2%となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、令和３（2021）年を 100 とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

【 年齢別人口の推移 】

単位(人)	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	増減率 (%)
18 歳未満	32,567	32,300	32,112	31,746	31,242	30,672	94.2
65 歳以上	46,120	46,629	46,868	47,234	47,591	47,992	104.1
高齢化率(%)	24.4	24.8	24.7	24.9	25.0	25.2	－

注：増減率は令和３（2021）年を 100 とした場合の令和８（2026）年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

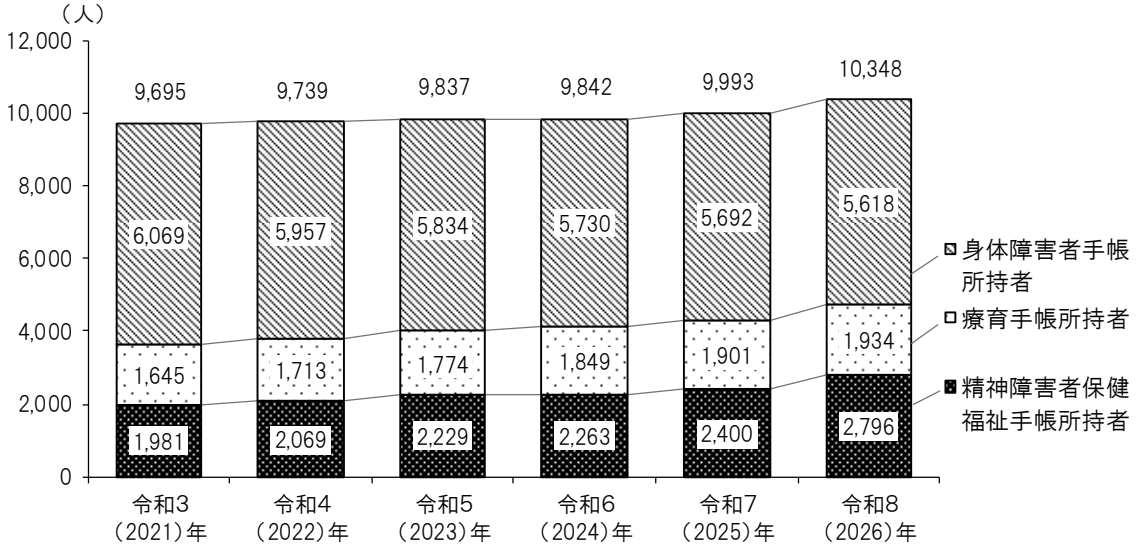
【２】障害者手帳所持者等の状況

１　障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和８（2026）年は 10,348 人となっています。

手帳の種類別でみると、令和８（2026）年は「身体障害者手帳所持者」が 5,618 人と最も多く、全体の半数以上（54.3%）を占めています。「療育手帳所持者」は 1,934 人（全体に占める構成比 18.7%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 2,796 人（同 27.0%）となっています。令和３（2021）年からの推移では、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



単位（人）		令和3（2021）年	令和4（2022）年	令和5（2023）年	令和6（2024）年	令和7（2025）年	令和8（2026）年	増減率（%）
障害者手帳所持者数合計		9,695	9,739	9,837	9,842	9,993	10,348	106.7
	身体障害者手帳所持者	6,069	5,957	5,834	5,730	5,692	5,618	92.6
	療育手帳所持者	1,645	1,713	1,774	1,849	1,901	1,934	117.6
	精神障害者保健福祉手帳所持者	1,981	2,069	2,229	2,263	2,400	2,796	141.1

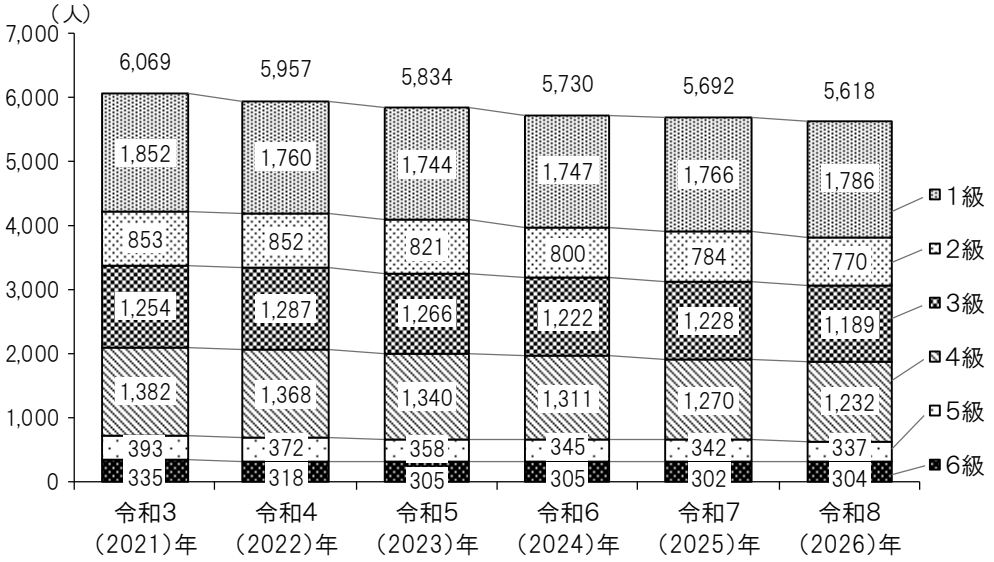
注：増減率は令和３（2021）年を 100 とした場合の令和８（2026）年の割合を示している。
資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

２　身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和８（2026）年は5,618人となっています。

等級別でみると、令和８(2026)年は「１級」が1,786人と最も多く、全体の約３割(31.8%)を占めています。次いで「４級」が1,232人(全体に占める構成比21.9%)、「３級」が1,189人（同21.2%）の順となっています。令和３（2021）年からの推移では、「４級」の減少が目立っています。また、年齢別では65歳以上が約７割（71.9%）を占めています。

【 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	構成比 (%)
身体障害者手帳所持者数合計	6,069	5,957	5,834	5,730	5,692	5,618	100.0
1級	1,852	1,760	1,744	1,747	1,766	1,786	31.8
2級	853	852	821	800	784	770	13.7
3級	1,254	1,287	1,266	1,222	1,228	1,189	21.2
4級	1,382	1,368	1,340	1,311	1,270	1,232	21.9
5級	393	372	358	345	342	337	6.0
6級	335	318	305	305	302	304	5.4

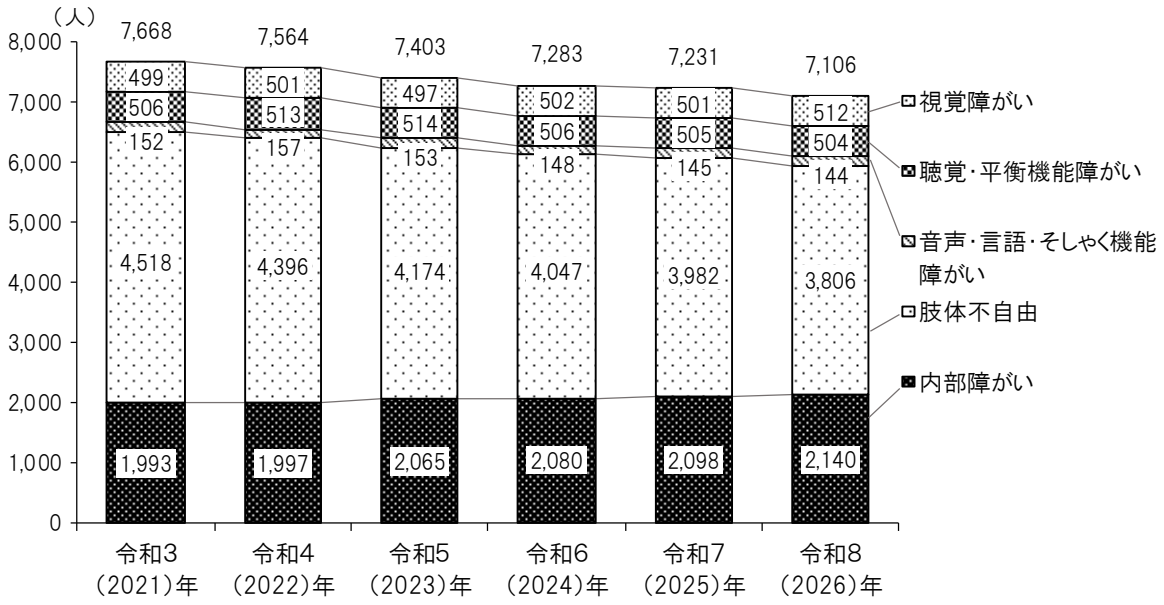
【 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 】

単位(人)	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	構成比 (%)
合計	6,069	5,957	5,834	5,730	5,692	5,618	100.0
18歳未満	135	133	131	130	132	134	2.4
18～64歳	1,568	1,525	1,501	1,480	1,458	1,444	25.7
65歳以上	4,366	4,299	4,202	4,120	4,102	4,040	71.9

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

障がい種類別でみると、令和８（2026）年は「肢体不自由」が 3,806 人と最も多く、次いで「内部障がい」が 2,140 人、「視覚障がい」が 512 人、「聴覚・平衡機能障がい」が 504 人の順となっています。令和３（2021）年からの推移では、「内部障がい」が大きく増加している一方「肢体不自由」は減少しています。

【 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位（人）		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
合計		7,668	7,564	7,403	7,283	7,231	7,106
	視覚障がい	499	501	497	502	501	512
	聴覚･平衡機能障がい	506	513	514	506	505	504
	音声･言語･そしゃく機能障がい	152	157	153	148	145	144
	肢体不自由	4,518	4,396	4,174	4,047	3,982	3,806
	内部障がい	1,993	1,997	2,065	2,080	2,098	2,140

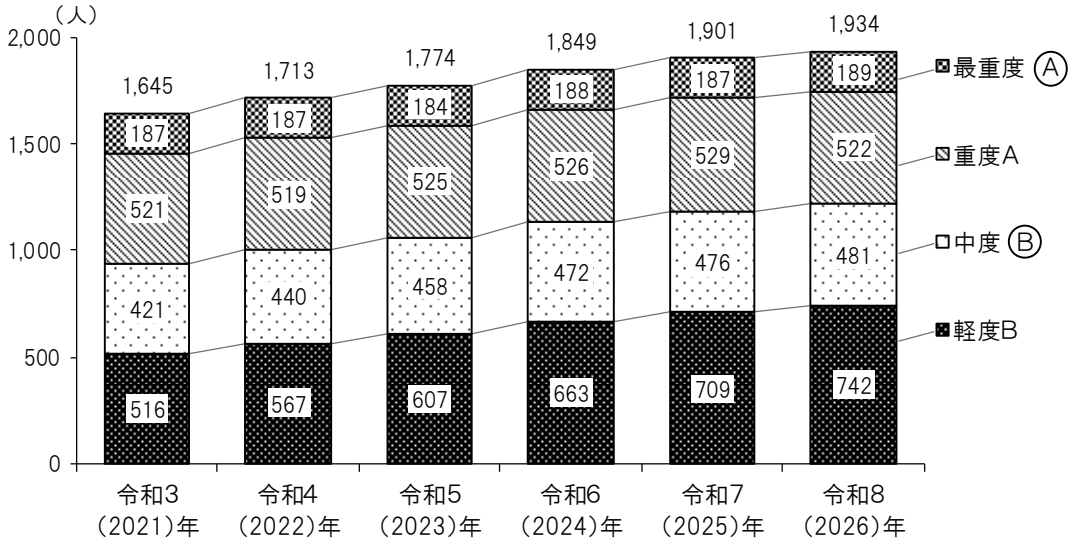
注：重複障がいがあるため、合計人数は前段の「身体障害者手帳所持者数合計」とは一致しない。
資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

3　療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和８（2026）年は1,934人となっています。

障がい程度別でみると、令和８（2026）年は「軽度Ｂ」が742人と最も多く、次いで「重度Ａ」が522人、「中度Ⓑ」が481人、「最重度Ⓐ」が189人の順となっています。また、重度障がい者（Ⓐ、Ａ）は４割近く（36.8%）を占めています。令和３（2021）年からの推移では「軽度Ｂ」が大きく増加しています。

【 障がい程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	構成比 (%)
療育手帳所持者数合計	1,645	1,713	1,774	1,849	1,901	1,934	100.0
最重度Ⓐ	187	187	184	188	187	189	9.8
重度A	521	519	525	526	529	522	27.0
中度Ⓑ	421	440	458	472	476	481	24.9
軽度B	516	567	607	663	709	742	38.4

【 年齢別療育手帳所持者数の推移 】

単位(人)	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	構成比 (%)
合計	1,645	1,713	1,774	1,849	1,901	1,934	100.0
18歳未満	414	454	475	528	568	607	31.4
18～64歳	1,052	1,092	1,117	1,137	1,157	1,163	60.1
65歳以上	179	167	182	184	176	164	8.5

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

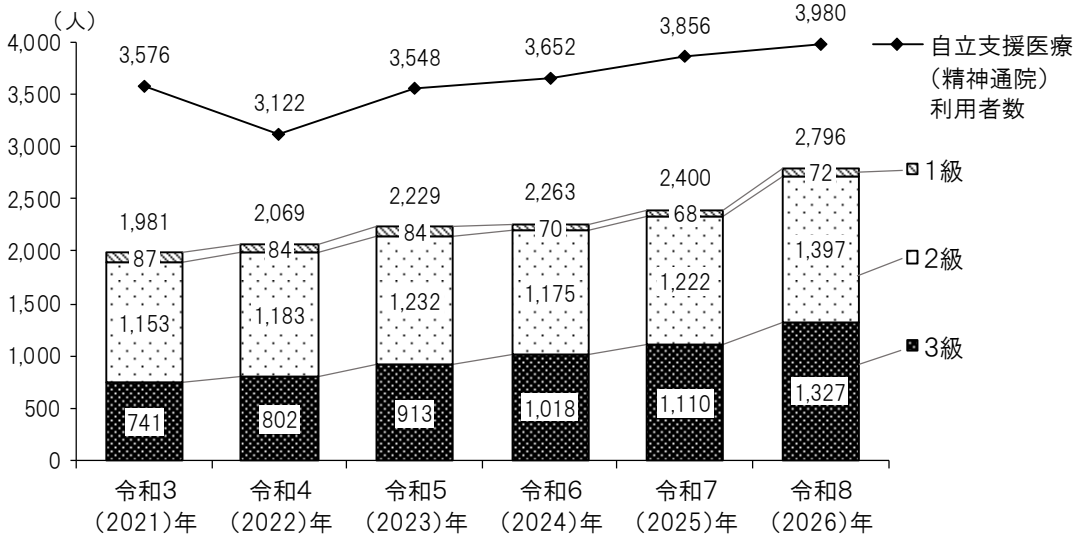
４　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和８（2026）年は 2,796 人となっています。

等級別でみると、令和８(2026)年は「２級」が 1,397 人と最も多く、全体の半数(50.0%)を占めています。次いで「３級」が 1,327 人（全体に占める構成比 47.5%)、「１級」が 72 人（同 2.6%）の順となっています。令和３（2021）年からの推移では、特に「３級」の増加が目立っています。

自立支援医療（精神通院）利用者数は、令和５（2023）年以降増加傾向にあり、令和８（2026）年は 3,980 人となっています。

【 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	構成比(%)
精神障害者保健福祉手帳所持者数合計	1,981	2,069	2,229	2,263	2,400	2,796	100.0
1級	87	84	84	70	68	72	2.6
2級	1,153	1,183	1,232	1,175	1,222	1,397	50.0
3級	741	802	913	1,018	1,110	1,327	47.5
自立支援医療(精神通院)利用者数	3,576	3,122	3,548	3,652	3,856	3,980	－

【 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】

単位(人)	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	構成比(%)
合計	1,981	2,069	2,229	2,263	2,400	2,796	100.0
18 歳未満	305	333	358	367	347	371	13.3
18～64 歳	1,363	1,402	1,531	1,543	1,684	1,996	71.4
65 歳以上	313	334	340	353	369	429	15.3

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

【３】障がいのある人に対する主な施策等の取組状況

１　障がいのある人に対する相談支援の状況

本市では、子育て支援機能と障がい者相談支援機能を併せ持つ「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、各種の相談支援を行っています。また、身近な地域で相談できる体制の構築をめざし、高屋地区に障がい者相談支援センター（はあとふる高屋）を令和７（2025）年７月に開設しました。

令和７（2025）年度では一般相談が、はあとふるで 10,025 件、はあとふる高屋で 685 件となっています。また、発達専門相談が 3,145 件、就労専門相談が 292 件となっています。

相談支援事業所については、令和７（2025）年度では計画相談支援事業所が 17 か所、一般相談支援事業所が 13 か所、障がい児相談支援事業所が 10 か所となっています。

【「はあとふる」における相談件数 】

単位（人、件）		令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
一般相談（はあとふる）	障がい者人数	460	528	537	597	634	710
	障がい児人数	211	284	257	202	131	201
	相談件数（件）	10,581	8,936	10,072	11,308	10,851	10,025
一般相談（はあとふる高屋）	障がい者人数	－	－	－	－	－	105
	障がい児人数	－	－	－	－	－	19
	相談件数（件）	－	－	－	－	－	685
発達専門相談	障がい者人数	125	109	77	49	109	79
	障がい児人数	446	475	538	134	386	420
	相談件数（件）	2,163	2,153	2,856	1,012	3,738	3,145
就労専門相談	障がい者人数	75	82	74	22	29	67
	障がい児人数	6	6	8	2	3	8
	相談件数（件）	2,770	3,124	2,494	121	134	292

資料：障がい福祉課（各年度３月実績）

【 相談支援事業所数 】

単位（か所）	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
計画相談支援事業所	17	16	16	17	18	17
一般相談支援事業所	14	13	13	14	14	13
障がい児相談支援事業所	9	8	8	9	10	10

資料：障がい福祉課（各年度３月末日現在）

「障害者総合支援法」に基づく地域相談支援については、令和７（2025）年度では、市内に一般相談支援事業所が 13 か所あり、地域移行支援の利用者数は１人、地域定着支援の利用者数は４人となっています。

【 「障害者総合支援法」に基づく地域相談支援の状況（地域相談支援による 24 時間サポート） 】

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
一般相談支援事業所(か所)	14	13	13	14	14	13
地域移行支援利用者数(人)	1	1	0	0	1	1
地域定着支援利用者数(人)	11	10	7	6	6	4

資料：障がい福祉課（各年度３月末日現在）

２　虐待防止施策の状況

障がい者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談窓口を設置し、障がいのある人や家族、支援者等からの相談に対応しています。令和７（2025）年度の虐待通報件数は 30 件、虐待認定件数は１件となっています。

【 虐待に関する相談窓口の設置（東広島市障がい者虐待防止センターで対応した件数） 】

単位(件)	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
虐待通報件数	12	21	25	31	28	30
虐待認定件数	8	8	5	9	8	2
緊急一時保護件数	2	1	0	0	1	1

資料：障がい福祉課（各年度３月末日現在）

3　療育・保育・教育施策の状況

幼稚園、小学校、中学校においては、生活面等で個別支援が必要な児童・生徒に対する学校教育支援員、教育補助員、特別支援教育サポーターの配置など特別支援教育の取組を進めています。小学校及び中学校の学校教育支援員の配置数はおおむね横ばいで推移していますが、教育補助員の配置数は増加傾向にあります。

【 学校教育支援員等の配置状況 】

単位(人)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
幼稚園	教育補助員配置数	10	8	9	7	5	4
小学校	学校教育支援員配置数	28	30	31	31	31	30
	教育補助員配置数	58	62	67	69	70	70
	特別支援教育サポーター配置数	9	25	25	34	40	35
中学校	学校教育支援員配置数	11	12	13	14	13	14
	教育補助員配置数	22	25	28	27	28	30
	特別支援教育サポーター配置数	3	7	4	4	10	8

資料：障がい福祉課（各年度３月末日現在）

障がいのある児童・生徒が身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブを実施しています。

放課後等デイサービスについては、令和７（2025）年度の月間実利用者数は 1,919 人、事業所数は 57 か所となっており、いずれも増加傾向にあります。

【 放課後等デイサービス事業利用状況 】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
月間実利用者数(人/月)	1,181	1,285	1,513	1,570	1,731	1,919
事業実施事業所数(か所)	38	41	44	47	49	57

資料：障がい福祉課（各年度３月末日現在）

放課後児童クラブの受入状況については、令和７（2025）年度では、受入児童数 2,612 人のうち、特別な配慮が必要な児童は 300 人と、近年は増加傾向にあり、全体の 11.5%となっています。また、特別支援加配支援員は 61 人、特別配慮必要児童受入クラブ数は 60 か所となっており、近年は横ばいで推移しています。

【 放課後児童クラブの受入状況 】

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
受入児童数全体（人）	2,649	2,524	2,522	2,569	2,578	2,612
うち特別な配慮が必要な児童（人）	205	199	203	219	246	300
支援員全体（人）	359	375	390	416	424	409
うち特別支援加配支援員（人）	35	52	62	64	61	61
クラブ数全体（か所）	59	59	58	59	60	60
うち特別配慮必要児童受入（か所）	54	51	56	59	60	60

資料：障がい福祉課（各年度３月末日現在）

【4】アンケート調査結果から読み取れる現状

【 障害者手帳所持者アンケート調査結果の概要 】

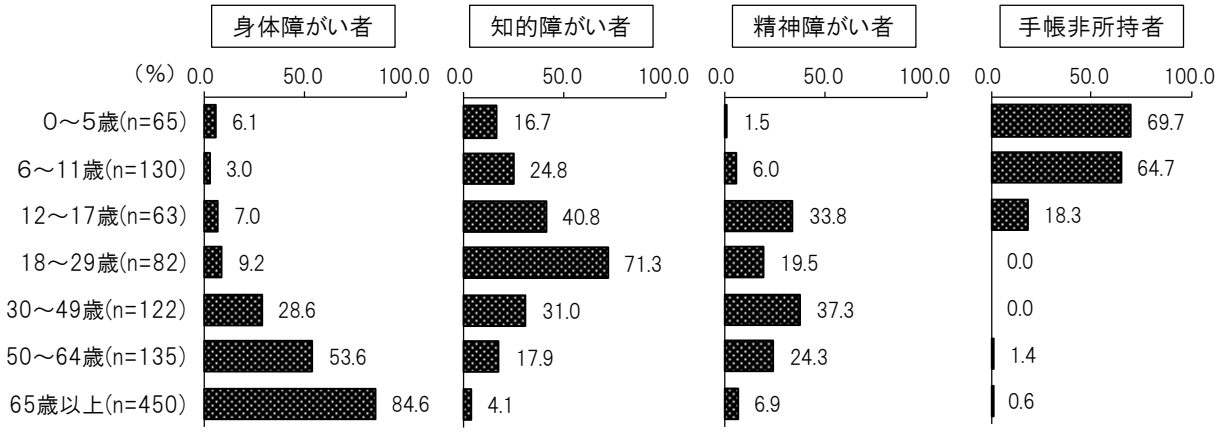
［ 調査の概要 ］

	東広島市 福祉に関するアンケート調査（18 歳以上）	東広島市 福祉に関するアンケート調査（18 歳未満）
調査対象	市内に住所を有する 18 歳以上の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者	市内に住所を有する 18 歳未満の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答	郵送による配布・回収、インターネットによる回答
調査時期	令和８（2026）年５～６月	令和８（2026）年５～６月
回答状況	配布数　1,450 件 有効回答数　802 件 （郵送 656 件、インターネット 146 件） 有効回答率　55.3%	配布数　487 件 有効回答数　261 件 （郵送 104 件、インターネット 157 件） 有効回答率　53.6%

1　回答者の年齢について

・ 身体障がい者では「70 歳以上」、知的障がい者では「18～29 歳」、精神障がい者では「12～17 歳」及び「30～49 歳」がそれぞれ多くなっています。

【 回答者の年齢 】

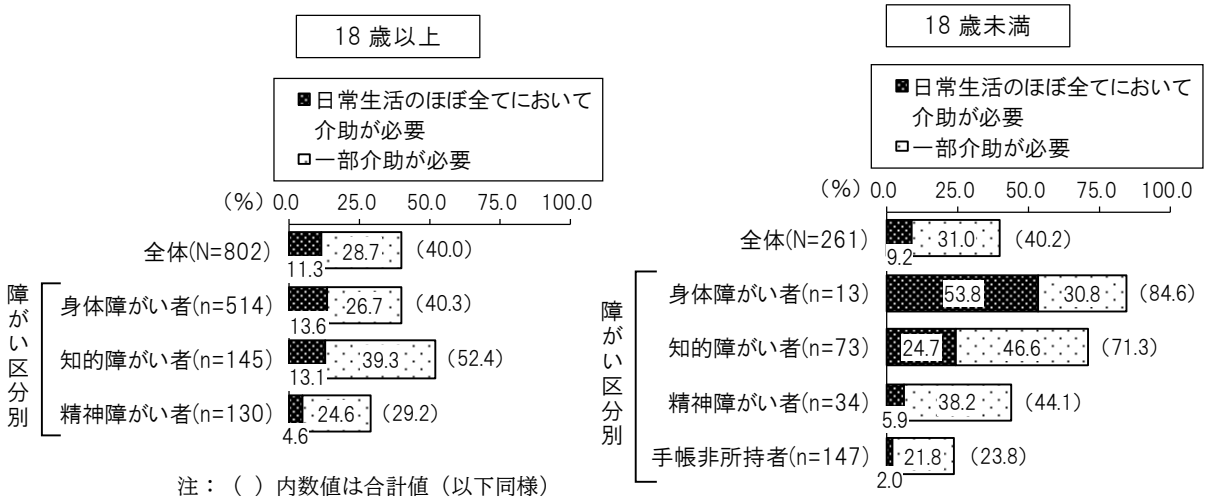


注：年齢別にみた手帳所持者数の構成比で算出している。

2　介助の必要性について

・ 介助の必要性については、18 歳以上の場合「日常生活のほぼ全てにおいて介助が必要」と「一部介助が必要」の合計で４割（40.0%）、18 歳未満でも約４割（40.2%）となっており、特に 18 歳未満の身体障がい者でその割合が高くなっています。

【 介助の必要性 】



注：（ ）内数値は合計値（以下同様）

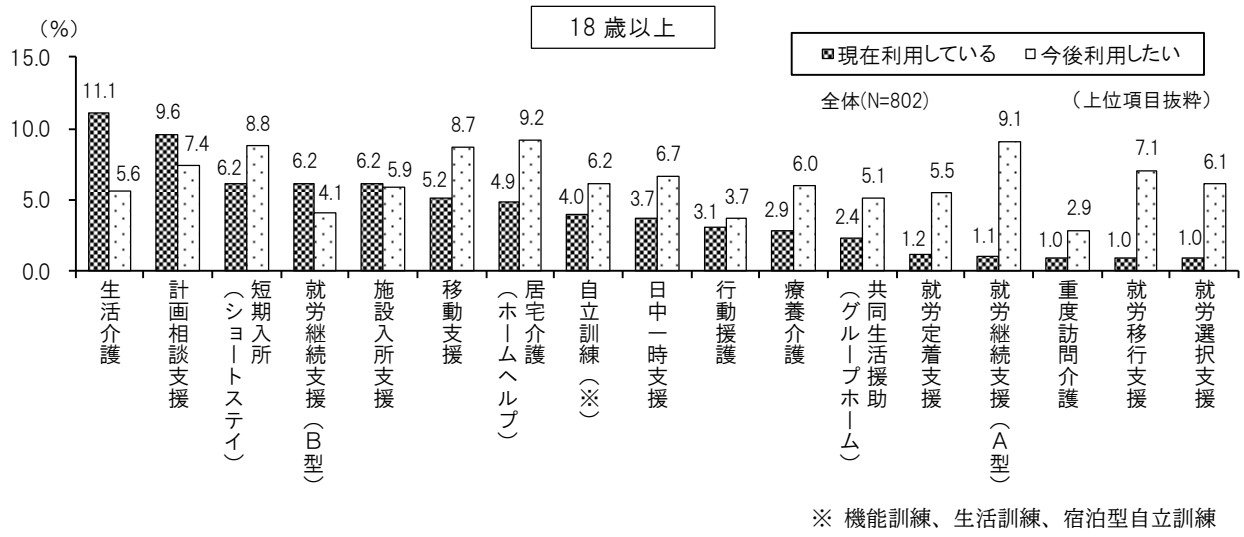
3　障害福祉サービスの利用状況について

（1）サービス利用状況と利用希望

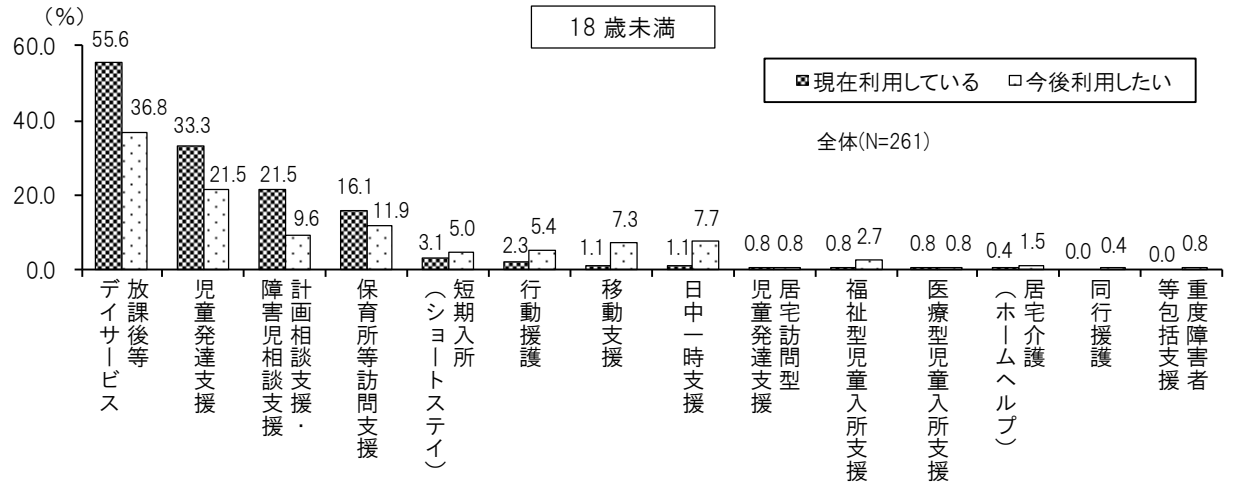
・ 現在、利用しているサービスについては、18 歳以上の場合「生活介護」「計画相談支援」「短期入所（ショートステイ）」などが多くなっており、今後、利用したいサービスについては「移動支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」「就労継続支援（Ａ型）」などが多くなっています。

・ 18 歳未満では「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」が、現在の利用、今後の利用希望共に多くみられます。

【 障害福祉サービスの利用状況 】



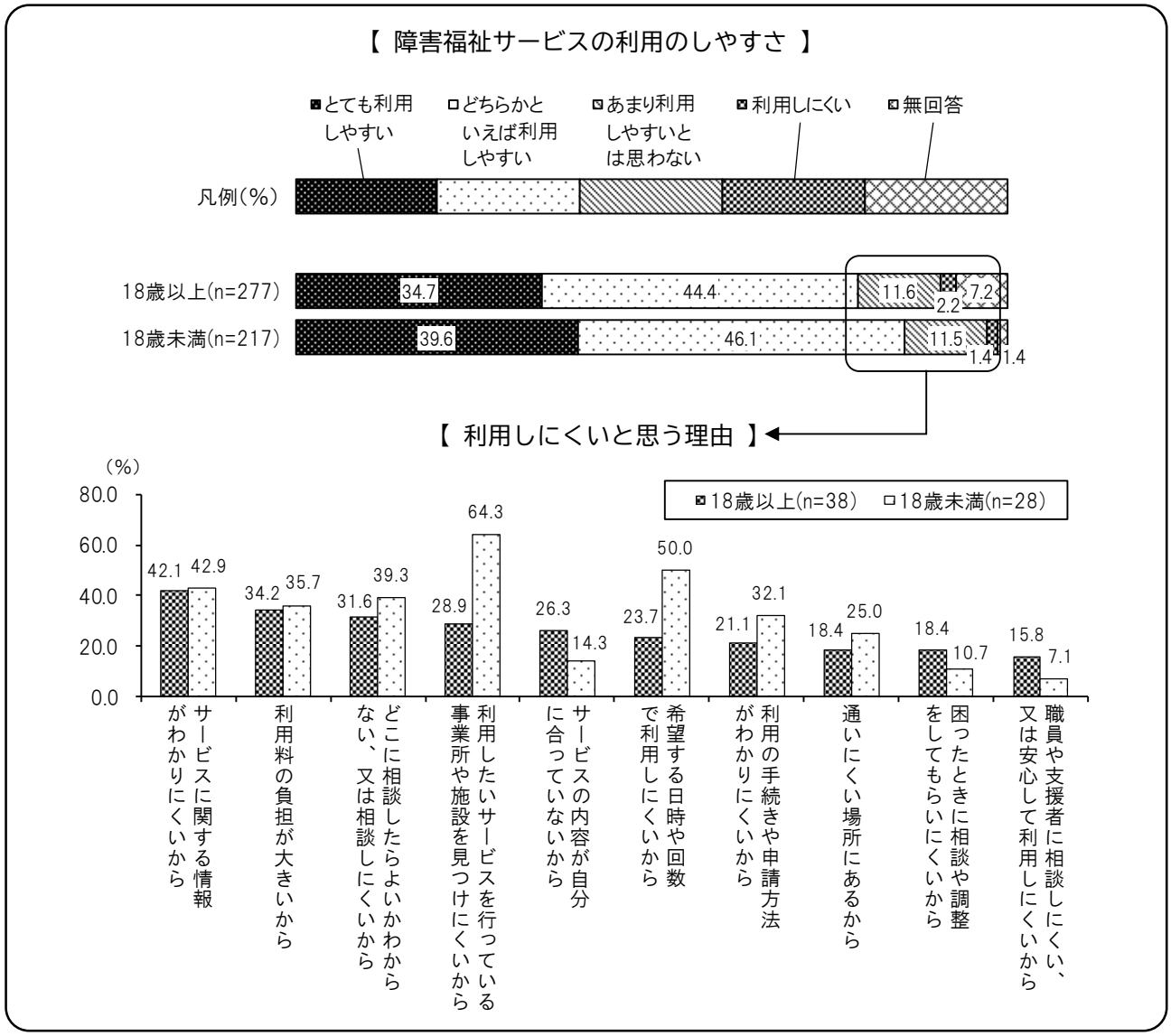
※ 機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練



（2）障害福祉サービスの利用のしやすさ

・ 障害福祉サービスの利用のしやすさについては、18 歳以上、18 歳未満共に大半が「利用しやすい」と回答しています。

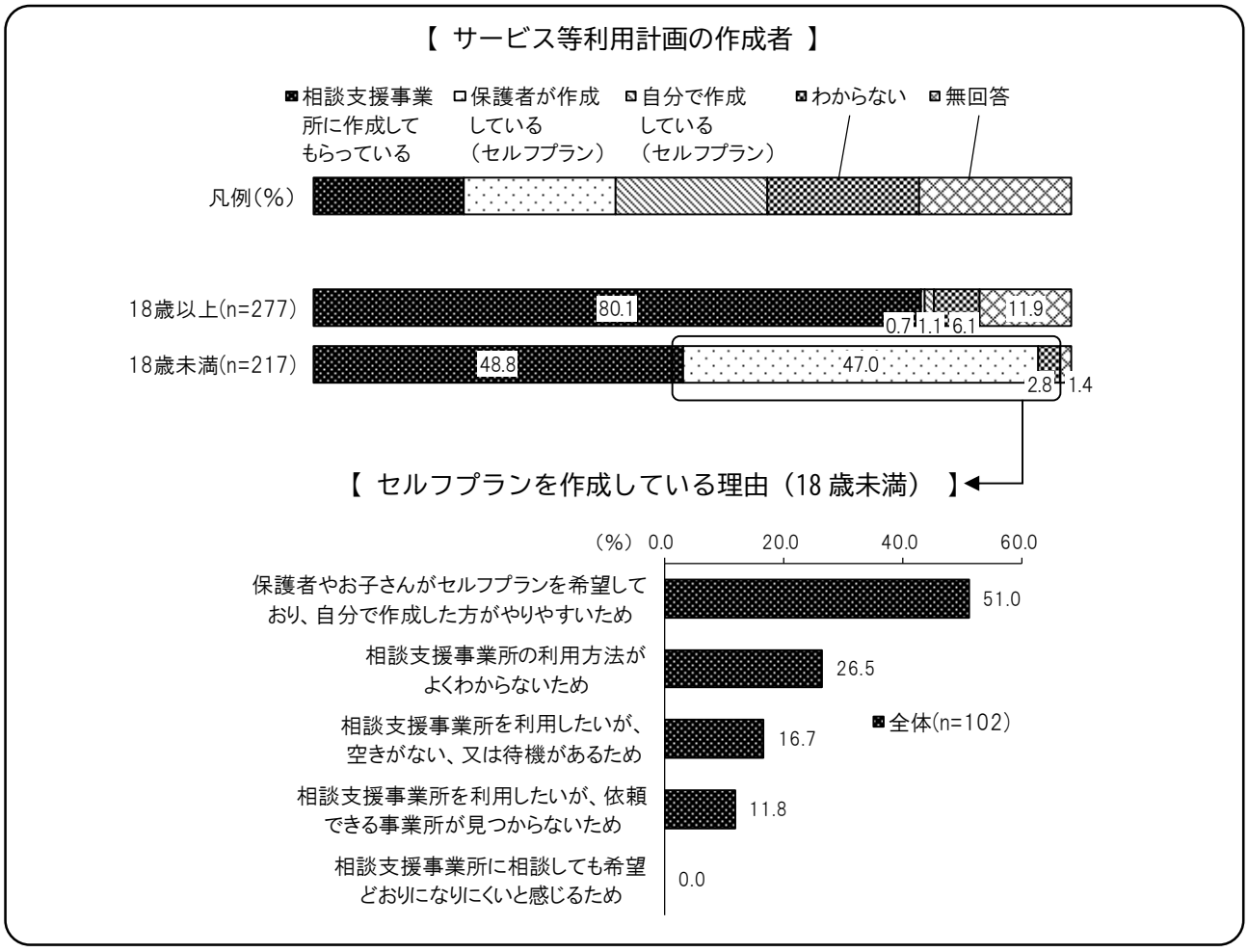
・ 一方、サービスを利用しにくいと思う理由については、18 歳以上の場合「サービスに関する情報がわかりにくいから」「利用料の負担が大きいから」などが多く、18 歳未満の場合「利用したいサービスを行っている事業所や施設を見つけにくいから」「希望する日時や回数で利用しにくいから」などが多くなっています。



（3）セルフプランの作成について

・ サービス等利用計画の作成者については、18 歳以上の場合、大半（80.1%）が「相談支援事業所に作成してもらっている」と回答していますが、18 歳未満の場合、「保護者が作成している（セルフプラン）」割合が半数近く（47.0%）を占め高くなっています。

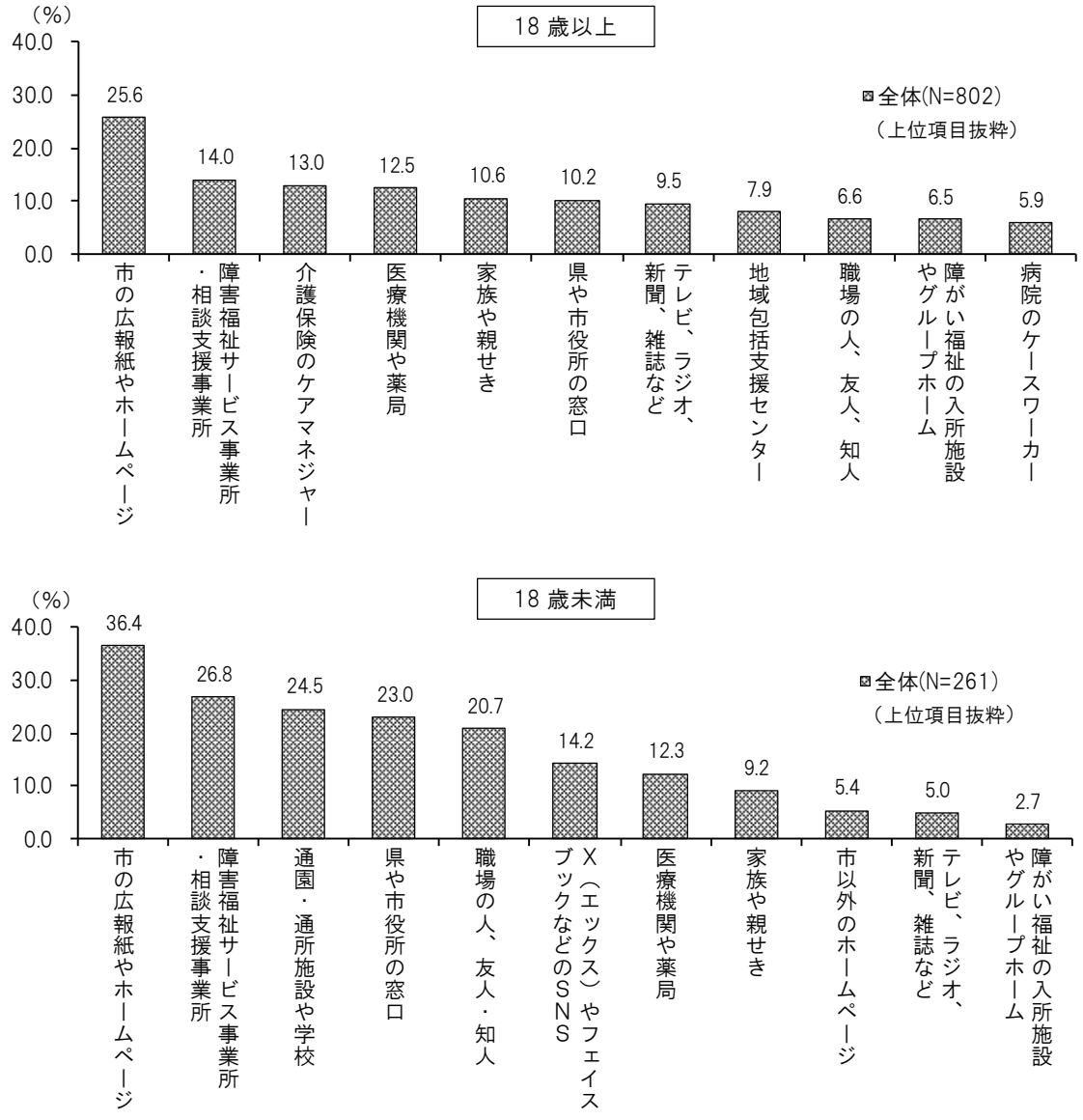
・ 18 歳未満におけるセルフプランを作成している理由については「保護者やお子さんがセルフプランを希望しており、自分で作成した方がやりやすいため」が最も多く、次いで「相談支援事業所の利用方法がよくわからないため」が続きます。



（4）障害福祉サービスに関する情報の入手先

・ 障害福祉サービスに関する情報の入手先については、18 歳以上、18 歳未満共に「市の広報紙やホームページ」「障害福祉サービス事業所・相談支援事業所」が上位となっていますが、それらに次いで 18 歳以上では「介護保険のケアマネジャー」、18 歳未満では「通園・通所施設や学校」が多くなっています。

【 障害福祉サービスに関する情報の入手先 】



4　放課後等デイサービスについて

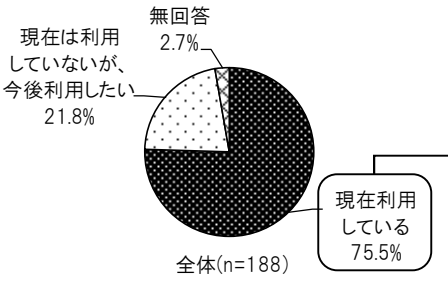
・ 放課後等デイサービスを「現在利用している」割合は 75.5%、「現在は利用していないが、今後利用したい」が 21.8%となっています。

・ 最近 1 か月程度の実際の利用日数については「10 日未満」の割合が最も高く、平均日数は 11.2 日となっています。

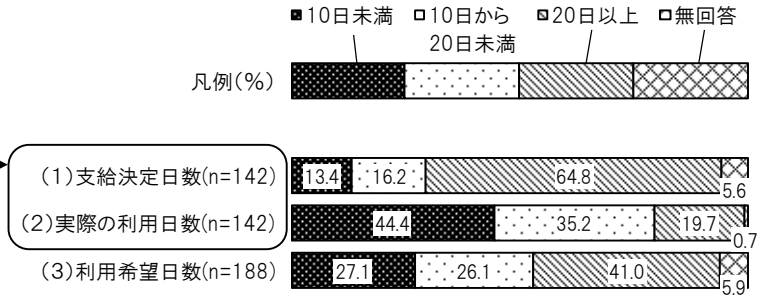
・ 希望する利用日数については「20 日以上」の割合が 41.0%と最も高く、平均日数は 14.5 日となっています。

・ 支給決定日数どおりに利用していない理由については「利用したい曜日や時間に空きがないため」が最も多く、次いで「今後の利用に備えて、多めに支給決定を受けているため」などの順となっています。

【 放課後等デイサービスの利用状況（18 歳未満） 】

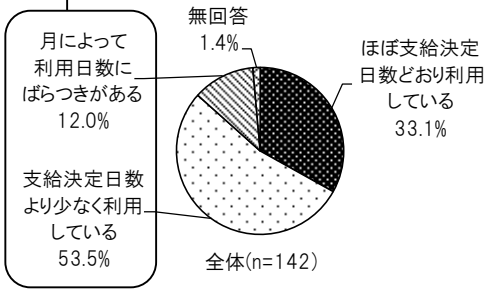


【 月当たり利用日数・希望日数（18 歳未満） 】

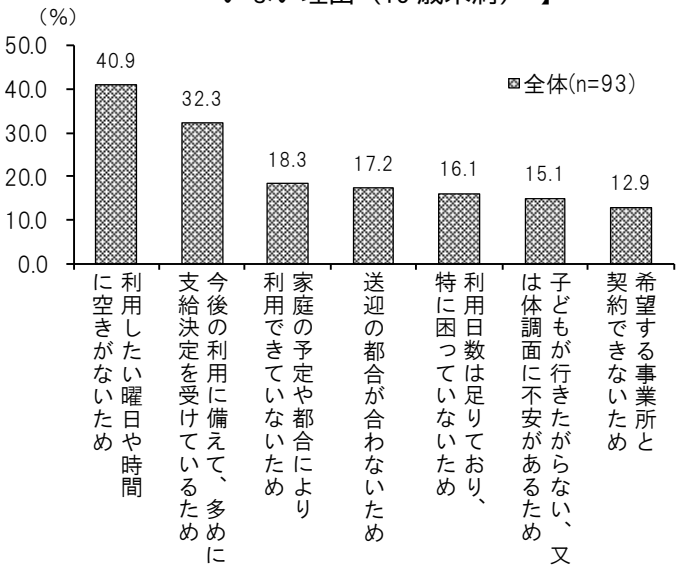


注：（３）利用希望日数は「放課後等デイサービス」を「利用している」又は「今後利用したい」と回答した人を母数としている。

【 実際の利用日数について（18 歳未満） 】



【 支給決定日数どおりに利用していない理由（18 歳未満） 】

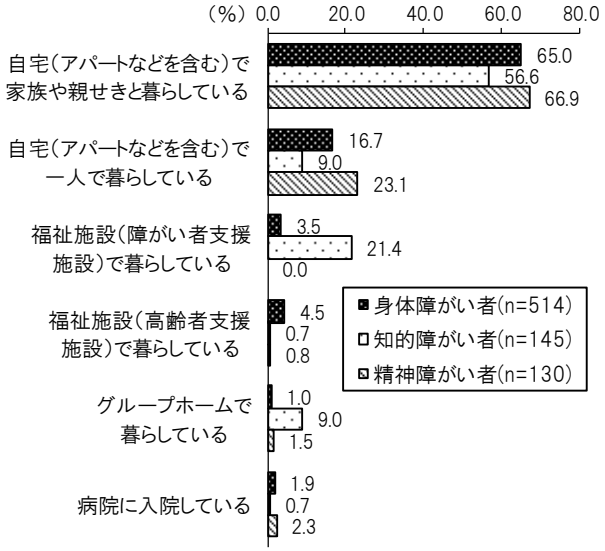


5　現在の住まいと今後希望する暮らし方

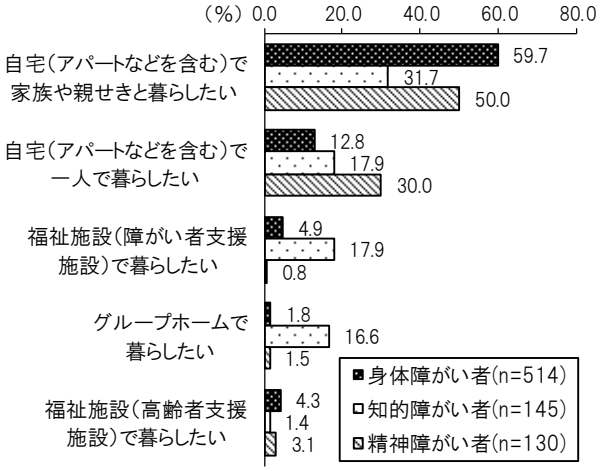
・ 現在の生活の場については「自宅（アパートなどを含む）で家族や親せきと暮らしている」が最も多く、知的障がい者では「福祉施設（障がい者支援施設）で暮らしている」と「グループホームで暮らしている」も多くみられます。

・ 今後希望する暮らし方については、身体障がい者及び精神障がい者の場合「自宅（アパートなどを含む）で家族や親せきと暮らしたい」が多く、精神障がい者では「自宅（アパートなどを含む）で一人で暮らしたい」意向も多くみられます。また、知的障がい者では「福祉施設（障がい者支援施設）で暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」がそれぞれ他の層に比べて多くみられます。

【 現在の生活の場（18 歳以上） 】



【 今後希望する暮らし方（18 歳以上） 】



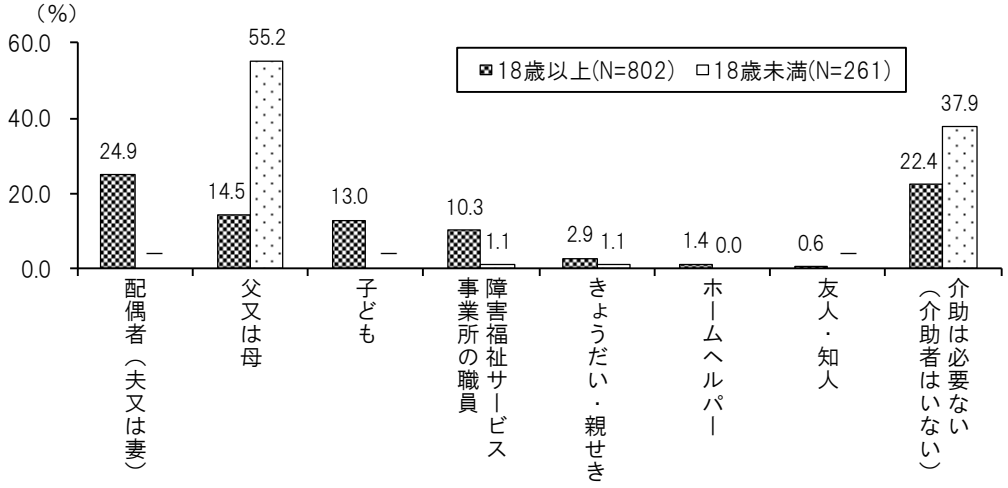
6　主な介助者について

・ 主な介助者については、18 歳以上の場合「配偶者（夫又は妻）」が最も多く、次いで「父又は母」の順となっています。

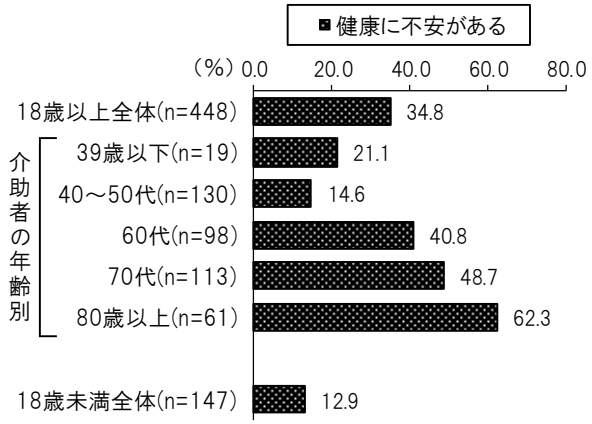
・ 18 歳未満の場合「父又は母」で半数以上（55.2%）を占めています。

・ 介助者の年齢が上がるほど「健康に不安がある」の割合が高くなる傾向がみられます。

【 主な介助者 】



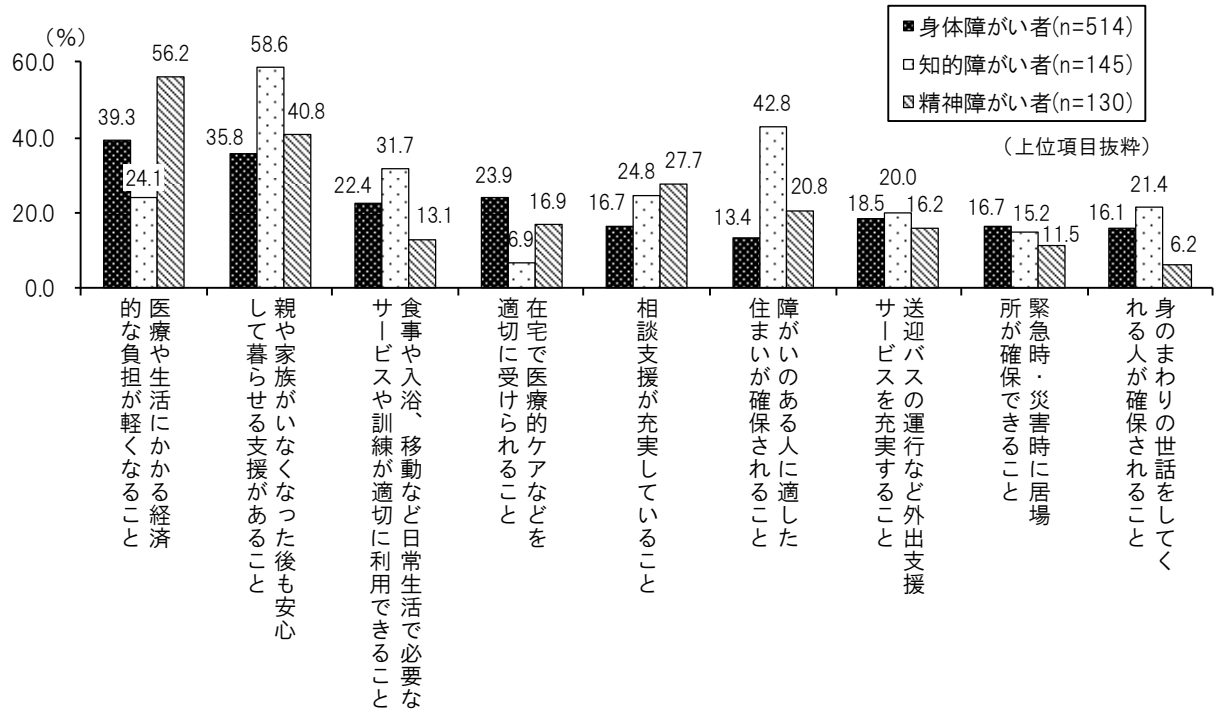
【 介助者の健康状態 】



7　希望する暮らしを送るために必要な支援

・ 希望する暮らしを送るために必要な支援については、身体障がい者の場合「在宅で医療的ケアなどを適切に受けられること」、知的障がい者では「親や家族がいなくなった後も安心して暮らせる支援があること」「障がいのある人に適した住まいが確保されること」、精神障がい者では「医療や生活にかかる経済的な負担が軽くなること」がそれぞれ他の層に比べて多くみられます。

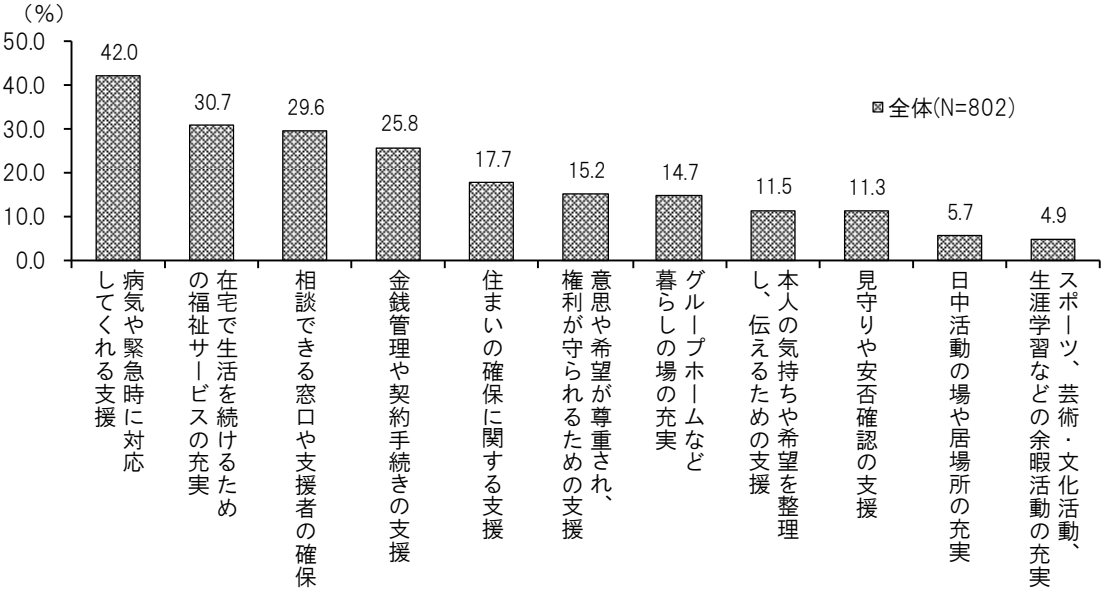
【 希望する暮らしを送るために必要な支援（18 歳以上） 】



8　家族がいなくなった後の生活に対して必要な支援

・ 家族がいなくなった後の生活に対して必要な支援については「病気や緊急時に対応してくれる支援」が最も多く、次いで「在宅で生活を続けるための福祉サービスの充実」「相談できる窓口や支援者の確保」などの順となっています。

【 家族がいなくなった後の生活に対して必要だと思う支援（18 歳以上） 】

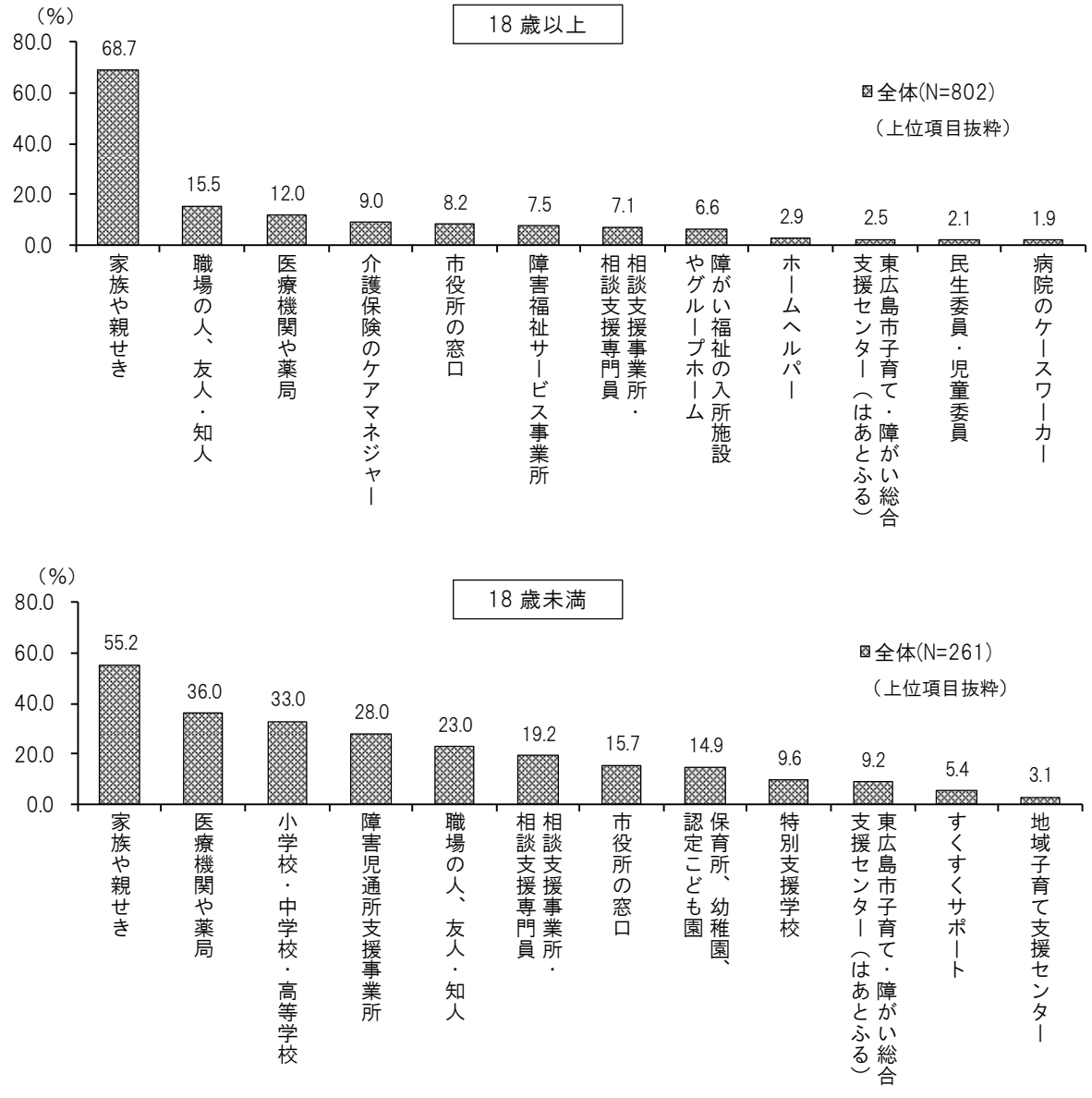


9　相談について

（1）悩みや困ったときの相談先

・ 悩みや困ったときの相談先については、18 歳以上の場合「家族や親せき」、18 歳未満では「家族や親せき」に次いで「医療機関や薬局」「小学校・中学校・高等学校」「障害児通所支援事業所」などの順となっています。

【 悩みや困ったときの相談先 】

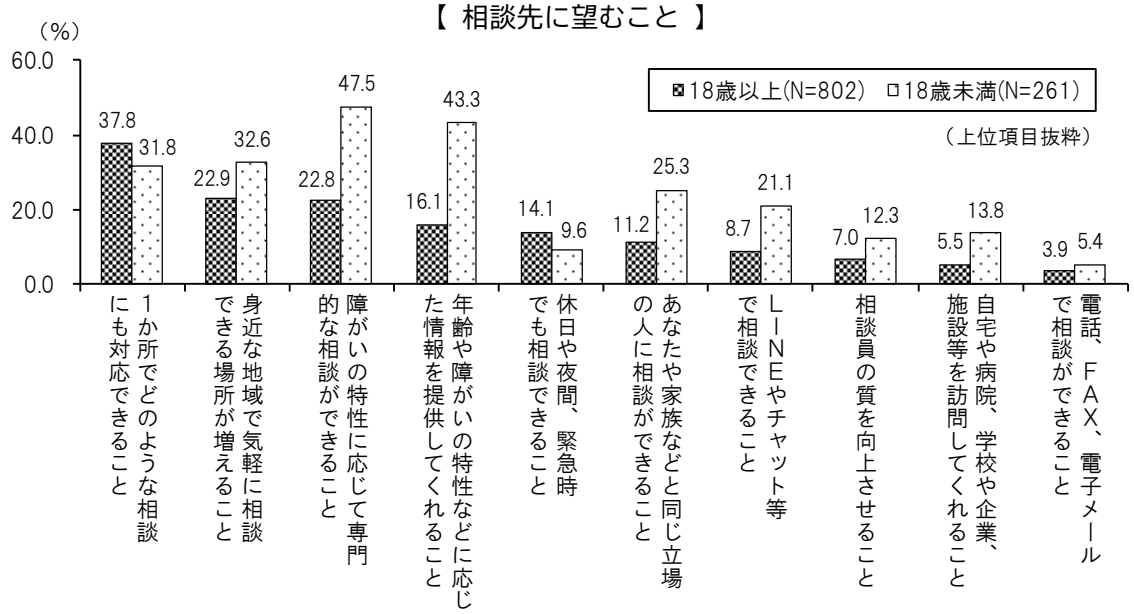


（2）相談先に望むこと

・ 相談先に望むことについては、18 歳以上の場合「1 か所でどのような相談にも対応できること」が最も多く、次いで「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」などが続きます。

・ 18 歳未満では「障がいの特性に応じて専門的な相談ができること」「年齢や障がいの特性などに応じた情報を提供してくれること」のニーズが多くみられます。

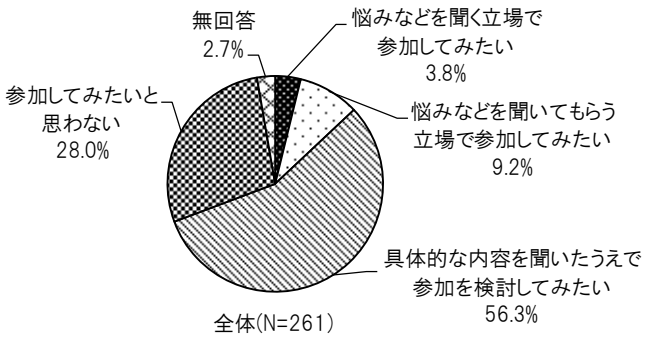
【 相談先に望むこと 】



（3）ピアサポート活動への参加意向

・ 18 歳未満におけるピアサポート活動への参加意向については「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」が 3.8%、「悩みなどを聞いてもらう立場で参加してみたい」が 9.2%、合計で 13.0%が参加意向を示しています。

【 ピアサポート活動への参加意向（18 歳未満） 】



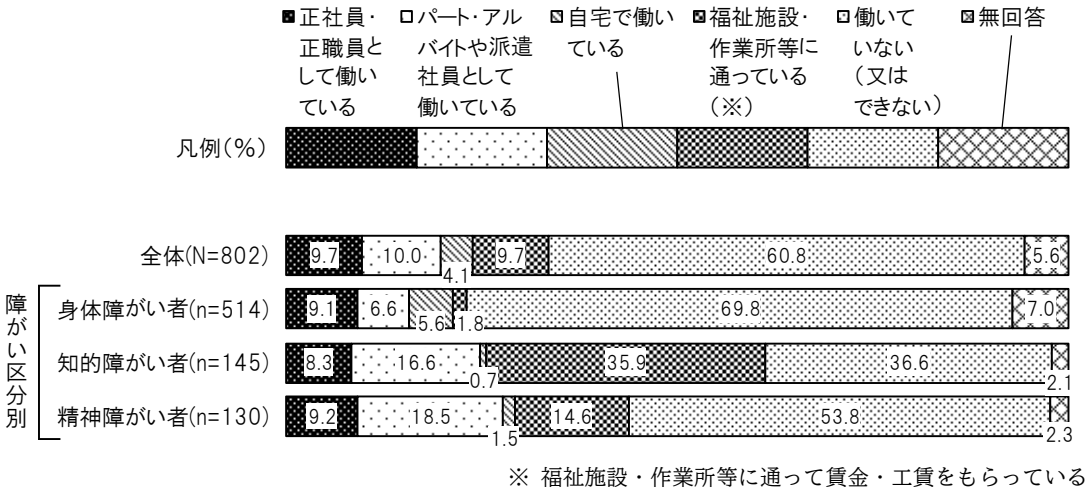
10　就労について

（1）就労状況

・ 就労状況については、約６割（60.8%）が「働いていない（又はできない）」と回答していますが、「正社員・正職員として働いている」「パート・アルバイトや派遣社員として働いている」「自宅で働いている」「福祉施設・作業所等に通って賃金・工賃をもらっている」を合計した「働いている人」は約３割（33.5%）となっています。知的障がい者の場合「福祉施設・作業所等に通って賃金・工賃をもらっている」人が、他の層を大きく上回っています。

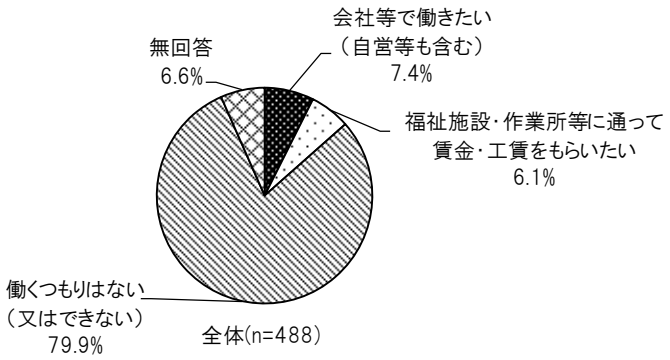
・ 一方、今後の就労希望については、約８割（79.9%）が「働くつもりはない（又はできない）」と回答しています。

【 就労状況（18 歳以上） 】



※ 福祉施設・作業所等に通って賃金・工賃をもらっている

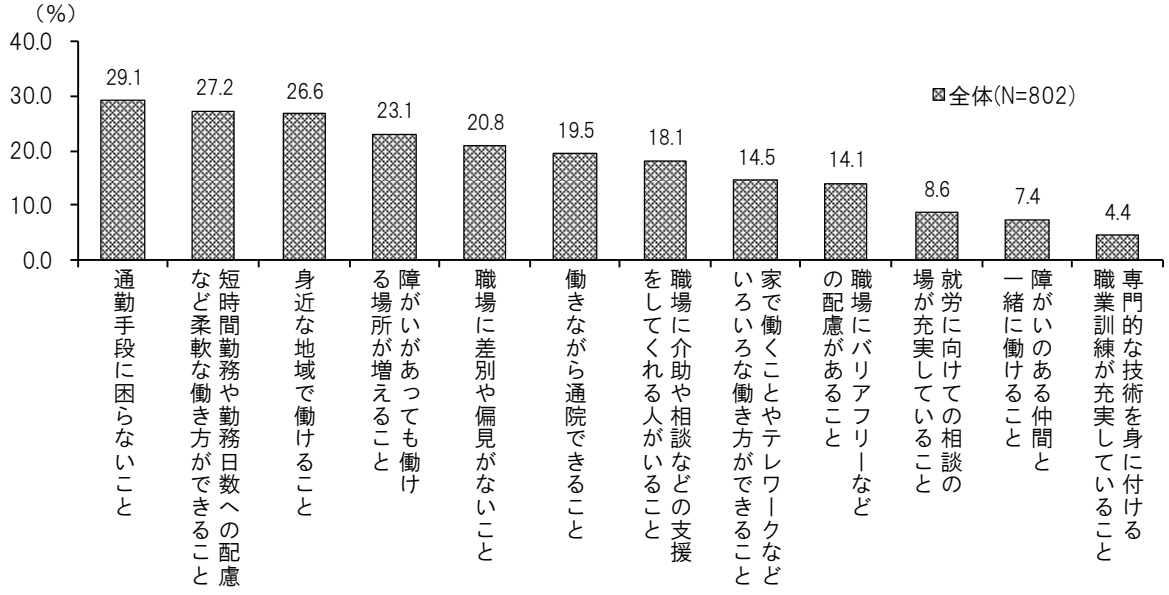
【 現在働いていない場合の今後の就労希望（18 歳以上） 】



（2）障がいがあっても働きやすくなるために必要なこと

・ 障がいがあっても働きやすくなるために必要なことについては「通勤手段に困らないこと」「短時間勤務や勤務日数への配慮など柔軟な働き方ができること」「身近な地域で働けること」などの順となっています。

【 障がいがあっても働きやすくなるために必要なこと（18 歳以上） 】

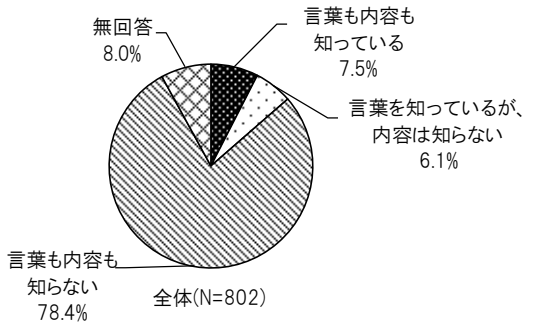


（3）農福連携について

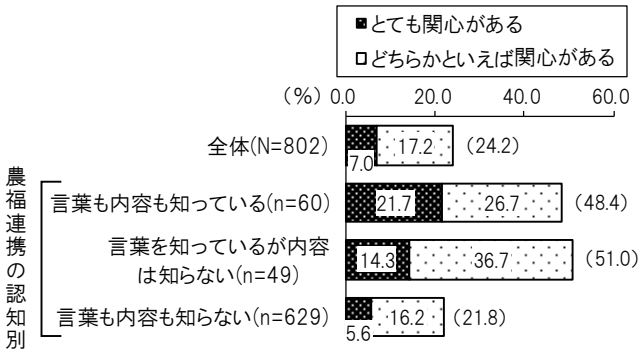
・ 農福連携について「言葉も内容も知っている」人は 7.5%、「言葉を知っているが、内容は知らない」が 6.1%、合計で 13.6%となっており、約８割（78.4%）は「言葉も内容も知らない」と回答しています。

・ 農福連携という言葉を知っている人ほど、農業への関心度も高い傾向にあります。

【 農福連携の認知状況（18 歳以上） 】



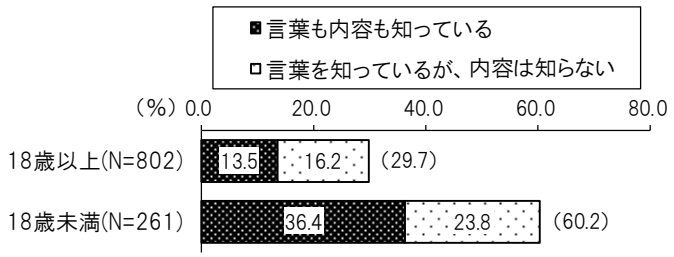
【 農業への関心度（18 歳以上） 】



11　合理的配慮の認知状況

・ 合理的配慮について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を知っているが、内容は知らない」と回答した割合は、18 歳未満で約６割（60.2%）と、18 歳以上を大きく上回っています。

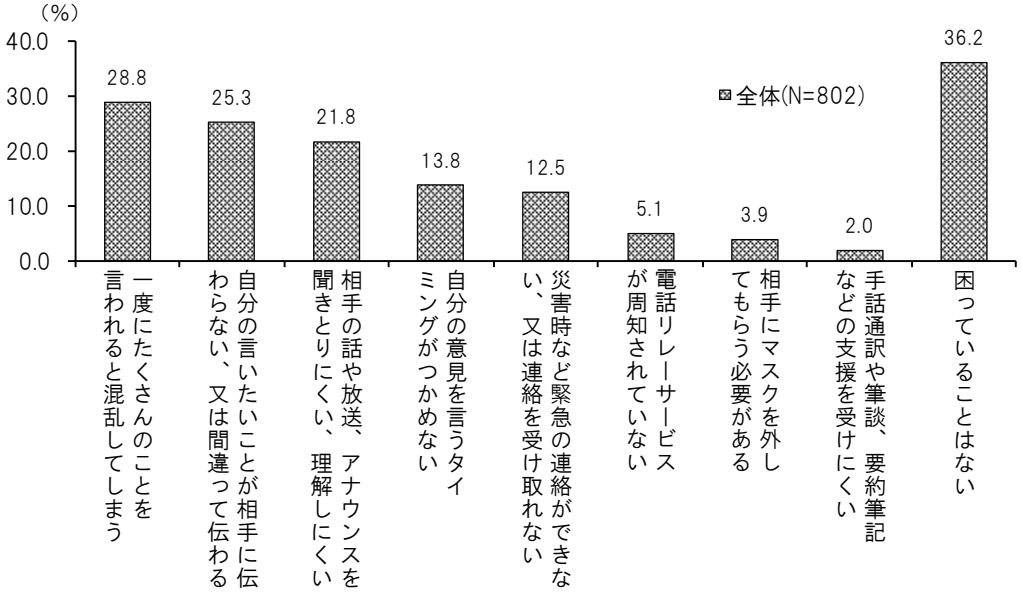
【 合理的配慮の認知状況 】



12　コミュニケーションをとるときに困ること

・ コミュニケーションをとるときに困ることについては、「一度にたくさんのことを言われると混乱してしまう」「自分の言いたいことが相手に伝わらない、又は間違って伝わる」「相手の話や放送、アナウンスを聞きとりにくい、理解しにくい」などの順となっています。一方、およそ３人に１人（36.2%）は「困っていることはない」と回答しています。

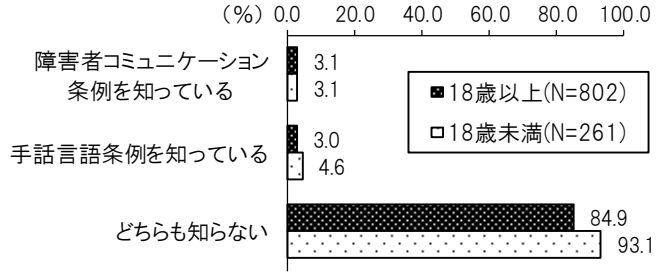
【 コミュニケーションをとるときに困ること（18 歳以上） 】



13　条例等の認知状況

・ 障害者コミュニケーション条例等の認知状況については、18 歳以上、18 歳未満共に、いずれの条例も認知度は低い状況です。

【 条例等の認知状況 】

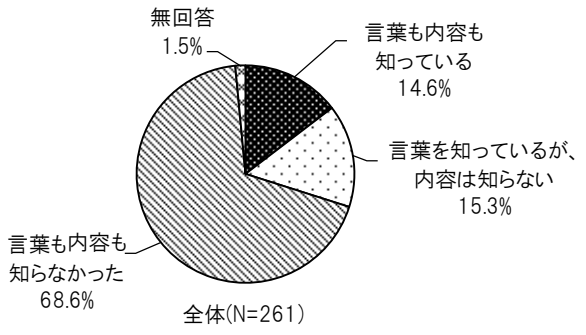


14　ペアレントメンター※1・ペアレントトレーニング※2について

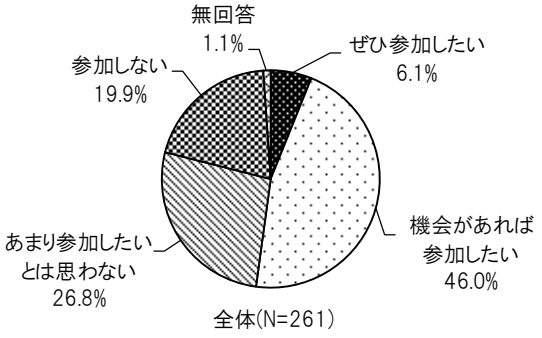
・ 18 歳未満におけるペアレントメンターの認知について「言葉も内容も知っている」の割合は 14.6%、「言葉を知っているが、内容は知らない」は 15.3%、合計で約３割(29.9%)となっています。

・ ペアレントトレーニングへの参加意向については「ぜひ参加したい」と「機会があれば参加したい」の合計で過半数（52.1%）を占めています。

【 ペアレントメンターの認知状況（18 歳未満） 】



【 ペアレントトレーニングへの参加意向（18 歳未満） 】

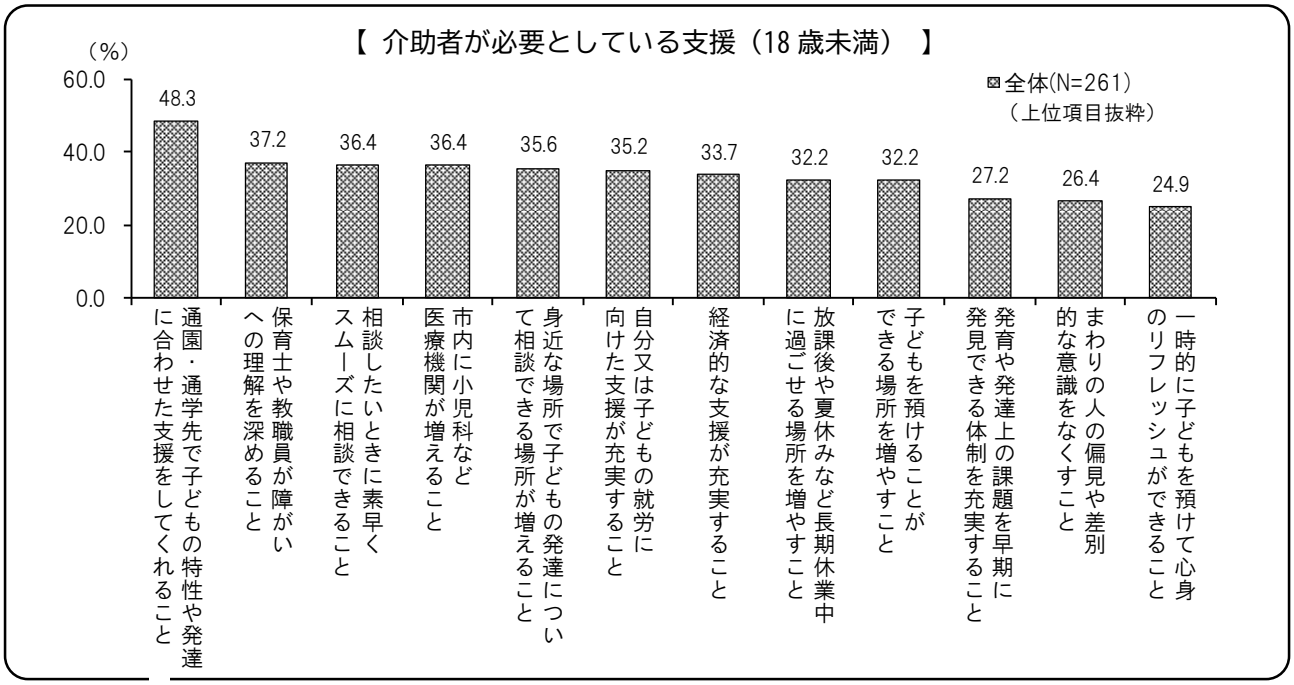


※1 「ペアレントメンター」とは、発達障がいのある子どもを持つ親が、その子育ての経験を生かして、同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、助言などの支援を行うトレーニングを受けた人のこと。

※2 「ペアレントトレーニング」とは、保育士や保健師、福祉事業所の職員など地域の支援者による、育児に不安がある保護者や障がいのある子どもを持つ保護者に対する、効果的に支援するための学習プログラムのこと。

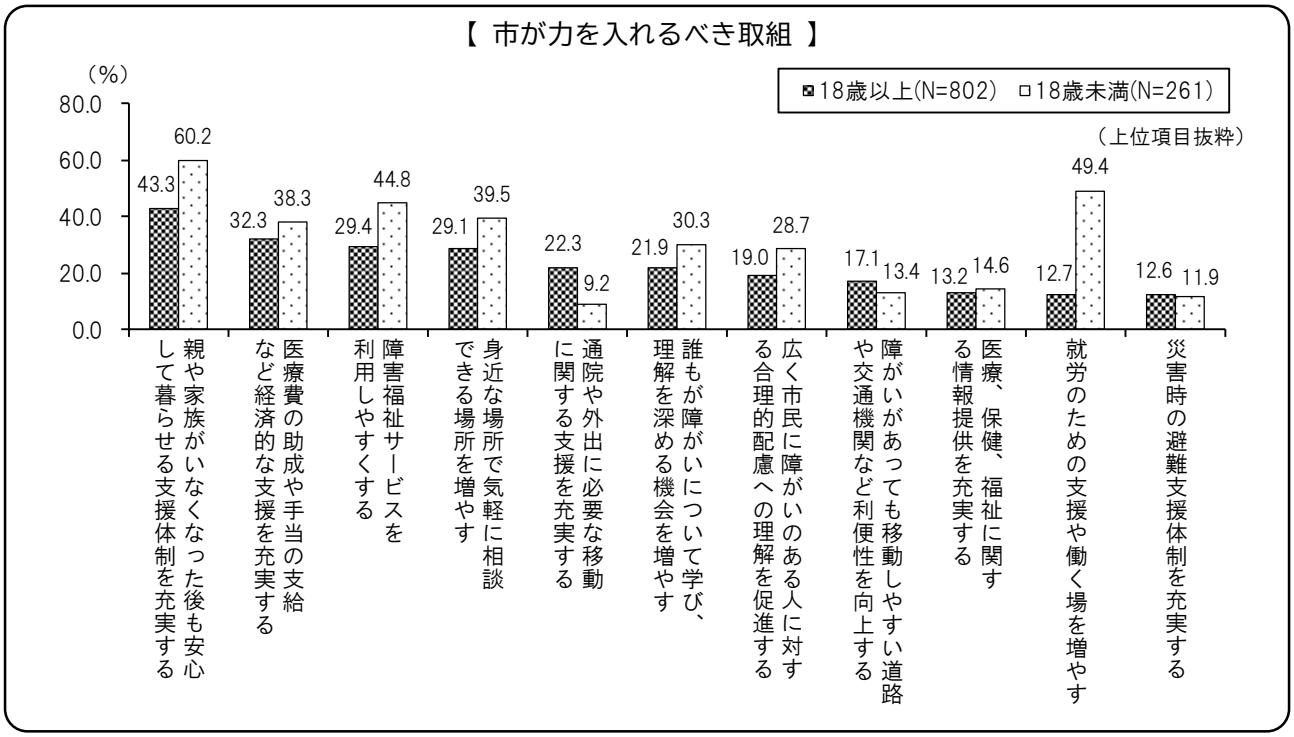
15　介助者が必要としている支援

・　18 歳未満の介助者が必要としている支援については「通園・通学先で子どもの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」が最も多く、次いで「保育士や教職員が障がいへの理解を深めること」などの順となっています。



16　市が力を入れるべき取組

・ 市が力を入れるべき取組については、18 歳以上、18 歳未満共に「親や家族がいなくなった後も安心して暮らせる支援体制を充実する」が最も多く、特に 18 歳未満に多くみられます。また、18 歳未満では「就労のための支援や働く場を増やす」が、18 歳以上を大きく上回っています。



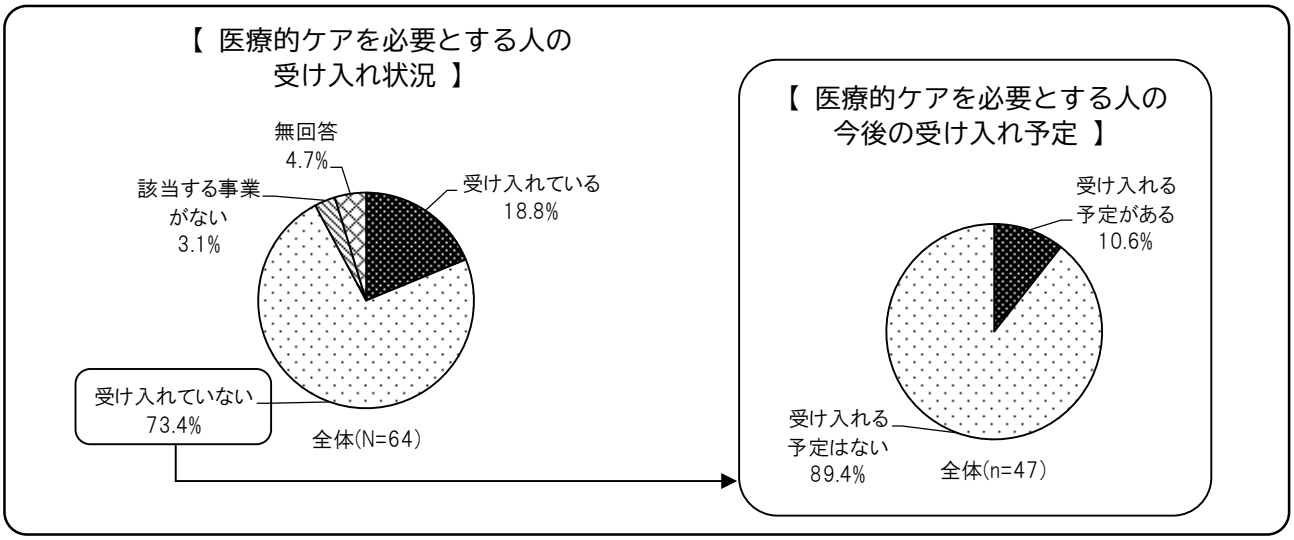
【 事業所アンケート調査結果の概要 】

【 調査の概要 】

	東広島市 障がい者支援に関する事業所調査
調査対象	東広島市支給決定者利用の県内障害福祉サービス提供事業所
調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による回答
調査時期	令和８（2026）年５～６月
回答状況	配布数　120 件 有効回答数　64 件 有効回答率　53.3%

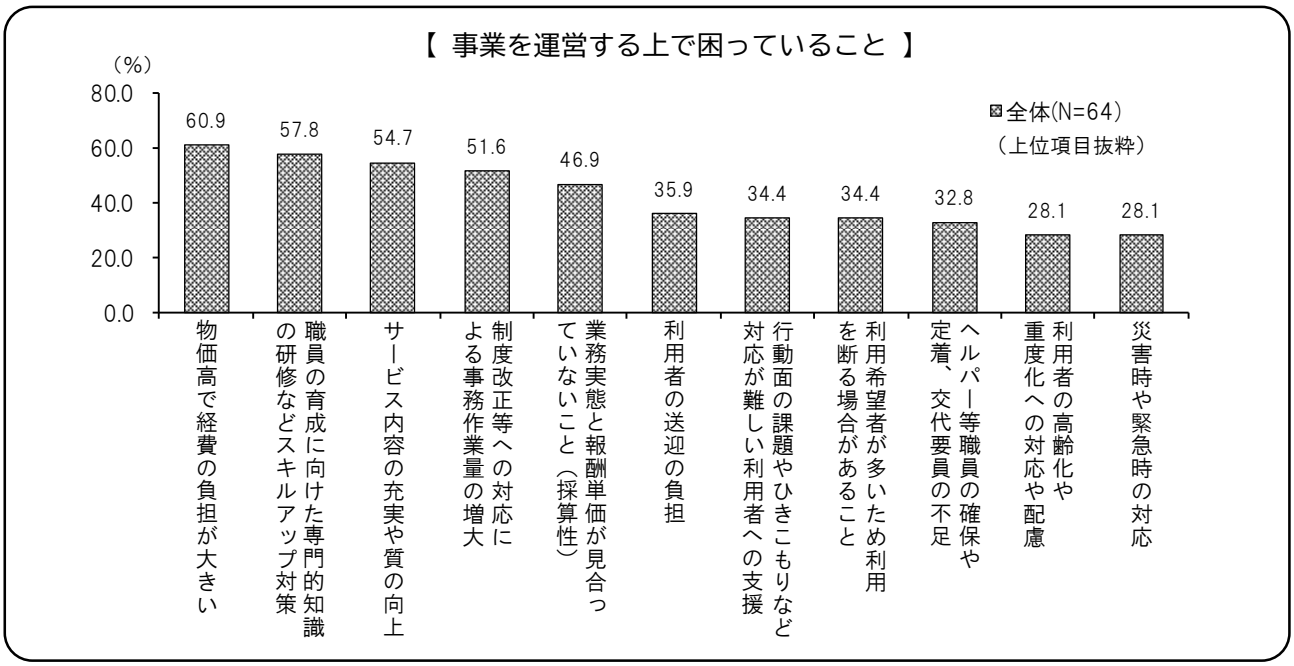
1　医療的ケアを必要とする人の受け入れについて

・ 医療的ケアを必要とする人を「受け入れている」事業所は約２割（18.8%）となっています。また「受け入れていない」と回答した事業所のうち、今後「受け入れる予定がある」事業所は約１割（10.6%）となっています。



2　事業運営において困っていることや問題点

・ 事業を運営する上で困っていることについては「物価高で経費の負担が大きい」「職員の育成に向けた専門的知識の研修などスキルアップ対策」「サービス内容の充実や質の向上」などの順となっています。

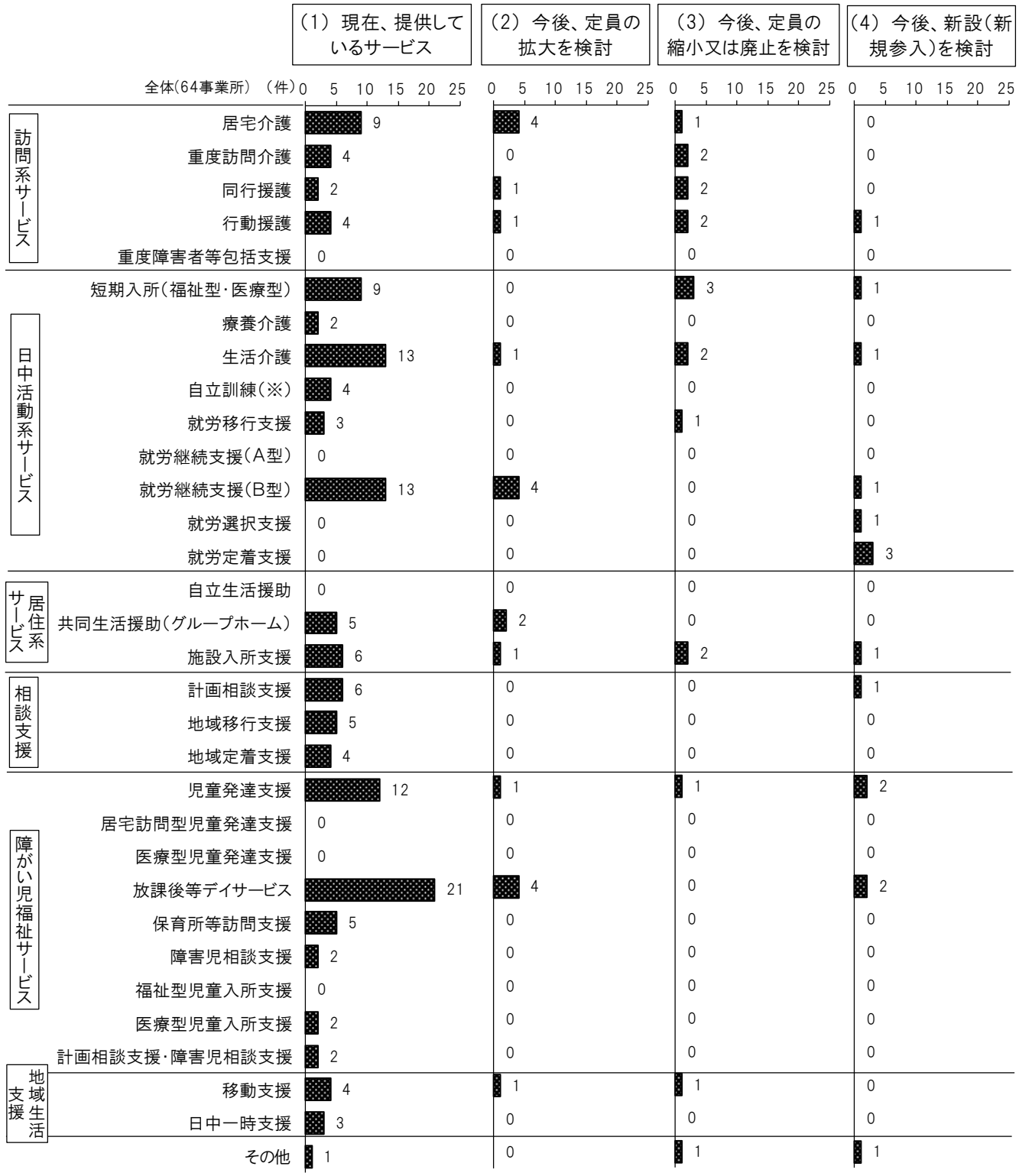


3　障害福祉サービスの提供方針について

・ 現在提供しているサービスは、生活介護、就労継続支援（Ｂ型）、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの回答が多くみられます。

・ 今後、定員の拡大を検討しているサービスとして、居宅介護、就労継続支援（Ｂ型）、放課後等デイサービスなどが挙げられています。

【 障害福祉サービスの提供方針について 】

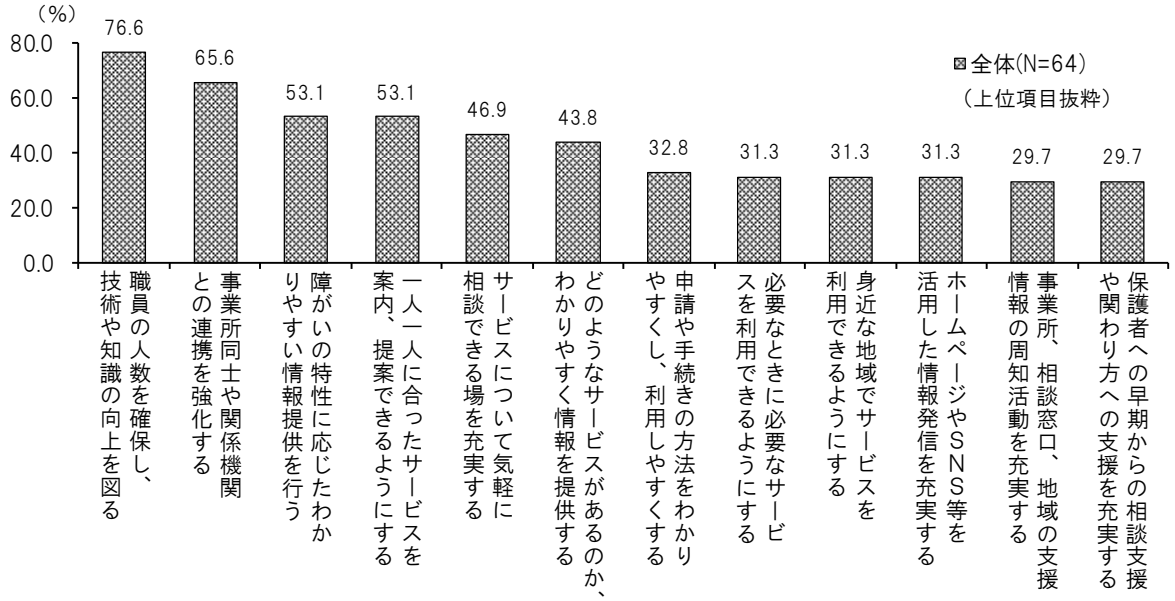


※ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

4　事業所において力をいれるべき取組

・ 事業所において力をいれるべき取組については「職員の人数を確保し、技術や知識の向上を図る」「事業所同士や関係機関との連携を強化する」が上位となっています。

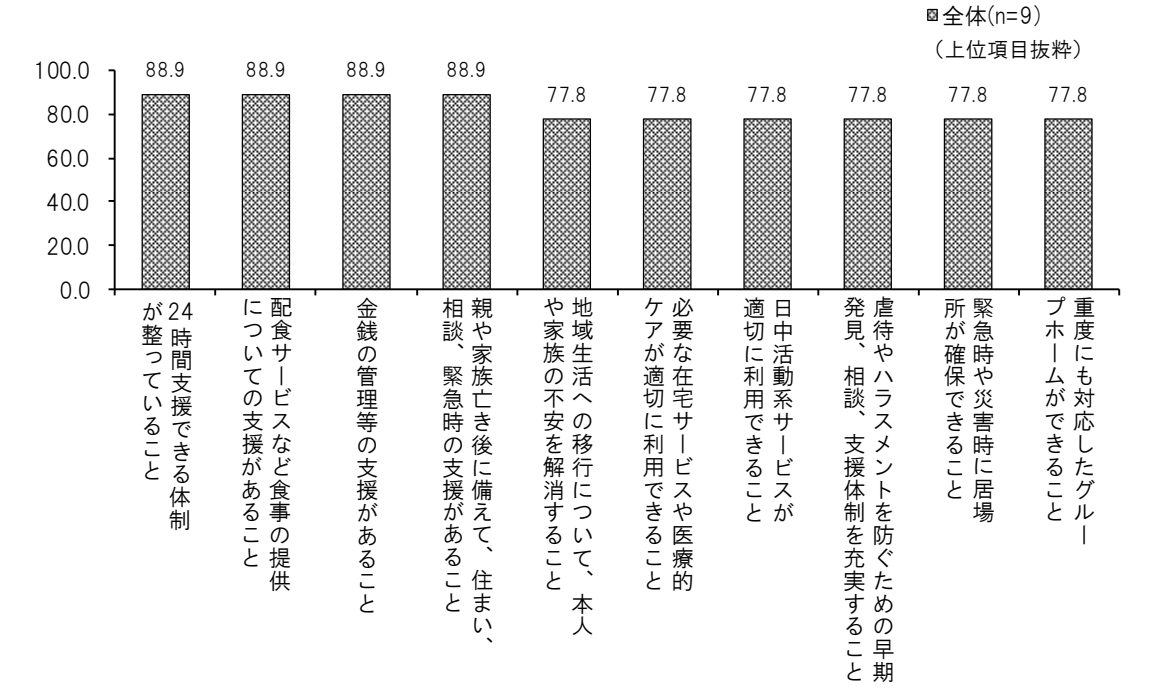
【 事業所において力をいれるべき取組 】



5　地域移行する人に必要な支援

・ 地域移行する人に必要な支援として「24 時間支援できる体制が整っていること」「配食サービスなど食事の提供についての支援があること」「金銭の管理等の支援があること」などが求められています。

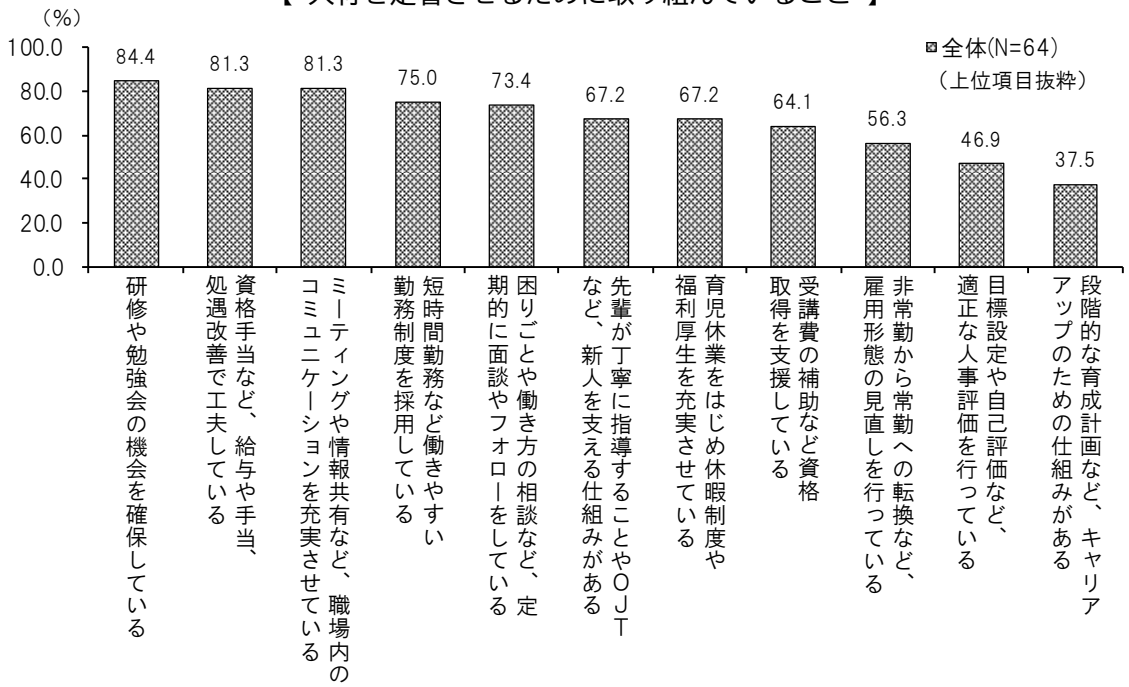
【 地域移行する人に必要な支援 】



6　人材を定着させるために取り組んでいること

・ 人材を定着させるために取り組んでいることについては「研修や勉強会の機会を確保している」をはじめ、「資格手当など、給与や手当、処遇改善で工夫している」「ミーティングや情報共有など、職場内のコミュニケーションを充実させている」などの順となっています。

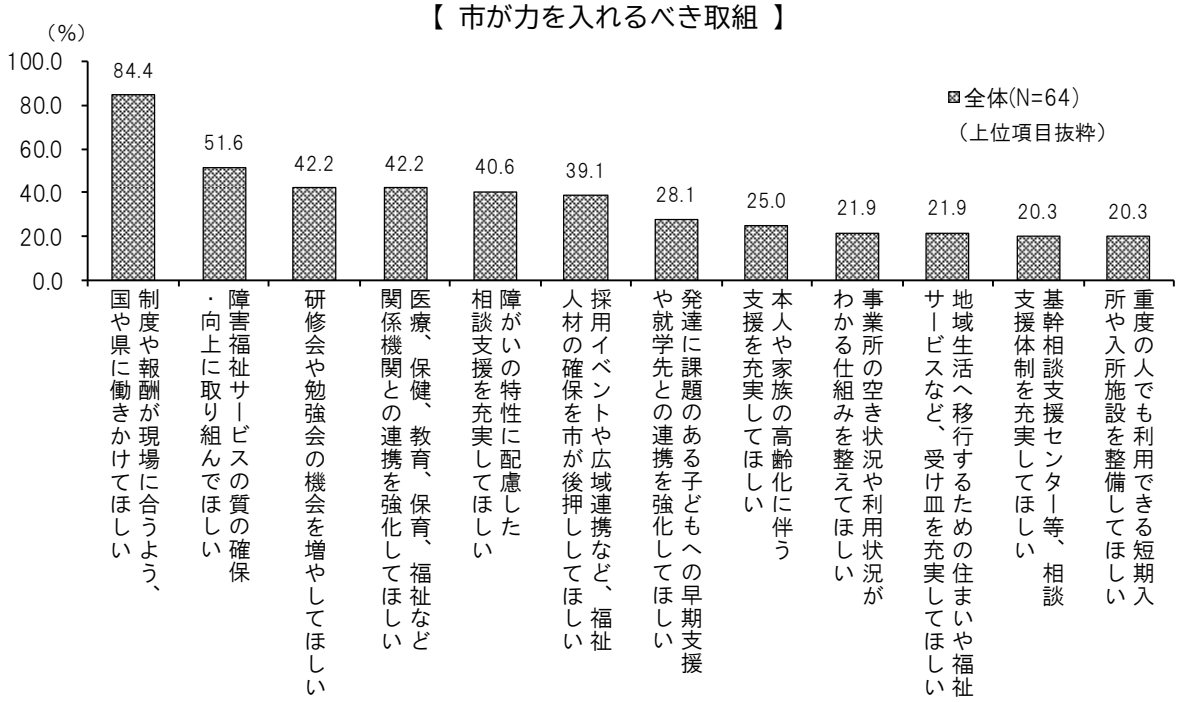
【 人材を定着させるために取り組んでいること 】



7　市が力を入れるべき取組

・ 市が力を入れるべき取組については「制度や報酬が現場に合うよう、国や県に働きかけてほしい」が最も多く、次いで「障害福祉サービスの質の確保・向上に取り組んでほしい」「研修会や勉強会の機会を増やしてほしい」「医療、保健、教育、保育、福祉など関係機関との連携を強化してほしい」などの順となっています。

【 市が力を入れるべき取組 】



第４章　前期計画の進捗状況

【１】成果目標の進捗状況

１　福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者数については、令和８（2026）年度末までに、令和４（2022）年度末時点の 185 人から９人（4.9%）を削減することを目標としています。令和７（2025）年度末時点では 174 人となり、11 人（5.9%）減少していることから、市の目標値を達成するとともに、国の基本指針に示された削減割合を上回っています。一方、地域生活への移行者数は５人（2.7%）であり、市の目標値である 11 人（5.9%）を下回っています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和4(2022)年度末時点の施設入所者数	185 人 （基準値）	185 人 （基準値）	―
② 施設入所者数	176 人	174 人	―
③ 施設入所者の削減数(①－②)	9 人	11 人	―
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	4.9%	5.9%	①から 5%以上削減
⑤ 令和8(2026)年度末の施設入所者の地域移行者数	11 人	5 人	―
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	5.9%	2.7%	①の 6%以上

2　地域生活支援の充実

（1）地域生活支援拠点等の状況

地域生活支援拠点等については、令和７（2025）年度末で１か所整備しており、コーディネーターを５人配置しています。また、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を 19 人配置し、運用状況の検証・検討については、年に１回実施しています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1か所	1か所	―
② コーディネーターの配置人数	2人	5人	―
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	20人	19人	―
④ 運用状況の検証及び検討（支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数）	2回/年	1回/年	年1回以上、運用状況を検証及び検討
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築	構築済み	構築済み	―

（2）強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備

令和７（2025）年度末では、強度行動障がいを有する障がい者のニーズ把握等は未実施であり、地域の関係機関が連携した支援体制も未整備となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
強度行動障がいを有する障がい者に関するニーズ把握等の実施及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	実施済み	無	―

3　福祉施設から一般就労への移行等

（1）一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和８（2026）年度末において 22 人とすることを目標としていますが、令和７（2025）年度末では 26 人となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和3(2021)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	17 人 （基準値）	17 人 （基準値）	―
② 令和8(2026)年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	22 人	26 人	―
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.29 倍	1.53 倍	①の 1.28 倍以上

（2）就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和８（2026）年度末において８人とすることを目標としていますが、令和７（2025）年度末では９人となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和3(2021)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	6 人 （基準値）	6 人 （基準値）	―
② 令和8(2026)年度中の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	8 人	9 人	―
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.33 倍	1.50 倍	①の 1.31 倍以上

（３）就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和８（2026）年度末において３人とすることを目標としていますが、令和７(2025)年度末では４人となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和3(2021)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	2 人 （基準値）	2 人 （基準値）	―
② 令和8(2026)年度中の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	3 人	4 人	―
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.50 倍	2.00 倍	①の 1.29 倍以上

（４）就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和８（2026）年度末において９人とすることを目標としていますが、令和７（2025）年度末では 12 人となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和3(2021)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	7 人 （基準値）	7 人 （基準値）	―
② 令和8(2026)年度中の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	9 人	12 人	―
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.29 倍	1.71 倍	①の 1.28 倍以上

（５）就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数は、令和８（2026）年度末において９人とすることを目標としていますが、令和７（2025）年度末では 21 人となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和3(2021)年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	6 人（基準値）	6 人（基準値）	―
② 令和8(2026)年度中の就労定着支援事業の利用者数	9 人	21 人	―
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	1.50 倍	3.50 倍	①の 1.41 倍以上

（６）就労移行支援事業所からの一般就労への移行者等

令和７（2025）年度末では、就労移行支援事業所４か所のうち一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数は３か所となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和8(2026)年度末時点の就労移行支援事業所数	6 か所	4 か所	―
② 令和8(2026)年度末時点の一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3 か所	3 か所	―
③ 令和8(2026)年度末時点の一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	50.0%	75.0%	①の 50%以上

（７）就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所において就労定着率が７割以上の事業所数については、令和７（2025）年度末では１か所となっています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和8(2026)年度末時点の就労定着支援事業所数	1 か所	1 か所	―
② 令和8(2026)年度末時点の就労定着率が7割以上の事業所数	1 か所	1 か所	―
③ 令和8(2026)年度末時点の就労定着率7割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100.0%	100.0%	①の 25%以上

４　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数は、おおむね目標どおりです。地域定着支援については目標値を下回っていますが、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数は、令和７（2025）年度は目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	―
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	16 人	16 人	16 人	17 人	17 人	17 人	―
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	―
④ 精神障がい者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	―
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	11 人	11 人	12 人	6 人	6 人	5 人	―
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	65 人	70 人	75 人	55 人	75 人	70 人	―
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	―
⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	30 人	33 人	35 人	25 人	50 人	46 人	―

注１：④～⑧は月間利用者数
注２：令和８（2026）年度の進捗状況は見込み（以下同様）

5　障がい児支援の提供体制の整備等

本市には、児童発達支援センターが３か所、保育所等訪問支援事業所が 14 か所設置されています。また、重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所が 10 か所、放課後等デイサービス事業所が 13 か所設置されています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは令和７（2025）年度末で２人配置しており、保育所等訪問支援等の活用によるインクルージョン推進体制及び医療的ケア児支援のための協議の場を設置しています。

	令和8(2026)年度末の目標数値	令和7(2025)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	3 か所	3 か所	各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
② 保育所等訪問支援事業所のか所数	4 か所	14 か所	―
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	3 か所	10 か所	各市町村に少なくとも1 か所以上確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	3 か所	13 か所	各市町村に少なくとも1 か所以上確保
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域社会への参加･包容(インクルージョン)の推進体制の構築	有	有	―
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有	有	各都道府県、各圏域、各市町村において協議の場を設置
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3 人	2 人	各都道府県、各圏域、各市町村においてコーディネーターを配置

6　相談支援体制の充実・強化等

本市では、基幹相談支援センターを１か所設置しています。専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、相談支援機関との連携強化の取組実施回数はおおむね目標どおりですが、個別事例の支援内容の検証実施回数は、目標値を大きく上回っています。

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び専門部会の実施回数はおおむね目標どおりですが、参加事業者・機関数は増加傾向にあり、令和７（2025）年度は目標値を上回っています。

【 基幹相談支援センターの設置等の状況に関する目標 】

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
① 総合的･専門的な相談支援の実施の有無	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	―
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導･助言件数	31 件	31 件	31 件	30 件	30 件	30 件	―
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	31 件	31 件	31 件	30 件	30 件	30 件	―
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	―
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	24 回	24 回	24 回	52 回	51 回	51 回	―
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人	―

【 協議会での検討状況に関する目標 】

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4 回	4 回	4 回	3 回	5 回	4 回	―
⑧ 参加事業者･機関数	99	99	99	77	119	88	―
⑨ 専門部会の設置	有	有	有	有	有	有	―
⑩ 専門部会の実施回数	88 回	88 回	88 回	90 回	90 回	90 回	―

7　障害福祉サービスの質を向上させるための取組

令和７（2025）年度では、障害福祉サービス等に係る研修等への職員の参加人数は２人で、目標どおりとなっています。また、指導監査結果については関係自治体との共有体制を整備し、２回共有しています。一方、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制は未整備となっています。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		２人	２人	２人	２人	２人	２人	―
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	有	有	有	無	無	無	―
	実施回数	１回	１回	１回	０回	０回	０回	―
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		有	有	有	無	有	有	―
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数		１回	１回	１回	０回	２回	１回	―

8　発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数は、減少しており、目標値を下回っています。また、実施者数も目標値を下回っており、ピアサポート活動への参加実績はありません。一方、ペアレントメンターの人数は目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	98 人	98 人	98 人	74 人	61 人	61 人	―
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	4 人	4 人	4 人	3 人	3 人	3 人	―
③ ペアレントメンターの人数	12 人	12 人	12 人	16 人	17 人	17 人	―
④ ピアサポートの活動への参加人数	12 人	12 人	12 人	0 人	0 人	0 人	―
⑤ 基幹相談支援センターで発達障がいの専門相談に対応できる人数	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	―

【２】障害福祉サービス等の見込量の進捗状況

１　訪問系サービス

居宅介護及び行動援護については、利用者数、時間数共に、計画値を下回っています。

重度訪問介護及び同行援護については、利用者数、時間数共に、計画値を上回っています※。

サービス種類	単位	第7期計画値			第7期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
居宅介護	人/月	195	200	205	187	187	190
	時間/月	3,705	3,800	3,895	3,049	3,170	3,283
重度訪問介護	人/月	2	2	2	4	6	7
	時間/月	173	173	173	814	1,423	1,046
同行援護	人/月	13	14	15	16	23	25
	時間/月	226	231	236	300	313	408
行動援護	人/月	136	145	153	122	123	128
	時間/月	1,069	1,169	1,278	839	803	921
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合　計	人/月	346	361	375	329	339	350
	時間/月	5,173	5,373	5,582	5,002	5,709	5,658

※ 令和８（2026）年度の数値は、現時点における見込値であり、主に令和６（2024）年度及び令和７（2025）年度の実績を基に算出している。（以下同様）

【 一人当たり月間平均利用時間（令和７（2025）年度）】

サービス種類	平均利用時間/月
居宅介護	17.0 時間
重度訪問介護	237.2 時間
同行援護	13.6 時間
行動援護	6.5 時間

２　日中活動系サービス

生活介護及び短期入所（福祉型）の利用者数は、計画値を上回っています。

自立訓練（生活訓練）は利用者数、日数共に計画値を下回っています。

就労移行支援及び就労継続支援（Ａ型）は、利用者数、日数共に計画値を上回っています。

就労継続支援（Ｂ型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、日数は計画値を下回っています。

就労定着支援及び療養介護の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第7期計画値			第7期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
生活介護	人/月	580	591	602	724	746	794
	人日/月	10,324	10,520	10,716	9,088	9,042	11,545
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	1	3	2
	人日/月	0	0	0	2	46	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	40	43	46	31	41	45
	人日/月	600	645	690	281	467	503
就労移行支援	人/月	26	26	26	32	30	31
	人日/月	486	486	486	526	569	551
就労継続支援（A型）	人/月	68	68	68	75	70	71
	人日/月	1,422	1,422	1,422	1,562	1,506	1,485
就労継続支援（B型）	人/月	495	535	579	503	535	578
	人日/月	8,564	9,256	10,017	8,138	8,662	9,466
就労定着支援	人/月	20	25	30	12	12	12
療養介護	人/月	40	42	44	38	35	35
短期入所（福祉型）	人/月	90	91	92	126	126	130
	人日/月	576	582	589	565	565	597
短期入所（医療型）	人/月	25	26	27	19	24	24
	人日/月	90	93	97	77	117	98

【 一人当たり月間平均利用日数（令和７（2025）年度）】

サービス種類	平均利用日数/月
生活介護	12.1 日
自立訓練(機能訓練)	15.3 日
自立訓練(生活訓練)	11.4 日
就労移行支援	19.0 日
就労継続支援(A型)	21.5 日
就労継続支援(B型)	16.2 日
短期入所(福祉型)	4.5 日
短期入所(医療型)	4.9 日

３　居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、施設入所支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第7期計画値			第7期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	183	203	225	188	232	257
施設入所支援	人/月	181	179	174	176	173	169

４　相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。地域定着支援の利用者数は、おおむね計画どおりとなっています。

サービス種類	単位	第7期計画値			第7期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
計画相談支援	人/月	314	332	351	313	327	344
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	6	6	6	6	6	5

5　地域生活支援事業

（1）必須事業

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、おおむね計画どおりですが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は、計画値を下回っています。

日常生活用具給付等事業について、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具の給付件数は計画値を下回っていますが、排せつ管理支援用具の給付件数は計画値を上回っています。

移動支援事業の利用者数は計画値を下回っていますが、地域活動支援センター事業の利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類		単位	第7期計画値			第7期実績値		
			令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人/年	9	10	11	12	10	12
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	42	43	44	31	29	26
	手話通訳者設置事業	人/月	3	3	3	3	2	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	18	19	20	15	5	4
	自立生活支援用具	件/年	43	47	51	26	22	20
	在宅療養等支援用具	件/年	44	46	48	37	37	38
	情報・意思疎通支援用具	件/年	58	62	66	20	12	10
	排せつ管理支援用具	件/年	3,600	3,646	3,692	3,732	3,813	3,857
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	5	5	5	4	2	2
手話奉仕員養成研修事業		人/年	20	20	20	23	23	24
移動支援事業		人/月	172	179	186	124	123	114
		時間/月	894	931	967	725	743	667
地域活動支援センター事業		か所	3	3	3	3	3	3
		人/月	197	212	232	221	243	249

（2）任意事業

生活訓練事業の利用者数は計画値を下回っていますが、日中一時支援事業の利用者数は計画値を上回っています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の利用者数は、計画値を下回っています。

自動車運転免許取得費給付事業の給付件数は、計画値を下回っていますが、自動車改造費給付事業の給付件数は、計画値を上回っています。

サービス種類		単位	第7期計画値			第7期実績値		
			令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
		人/月	6	6	6	8	8	8
	訪問入浴サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2
		人/年	6	6	6	4	4	3
	生活訓練事業	か所	1	1	1	1	1	1
		人/年	86	101	116	68	64	64
	日中一時支援事業	人/月	90	90	90	213	99	99
		人日/月	373	373	373	563	496	496
社会参加支援	スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	か所	3	3	3	3	3	3
		人/年	78	84	91	69	54	51
	点字･声の広報等発行事業	か所	2	2	2	2	2	2
		人/年	13	13	13	14	13	13
	奉仕員養成事業	か所	1	1	1	1	2	2
		人/年	9	9	9	8	17	17
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	5	6	7	2	1	2
	自動車改造費給付事業	件/年	2	2	2	6	8	8
就労支援	就業・知的障がい者職親委託事業	か所	1	1	1	1	1	1
		人/月	15	15	15	15	15	15

【3】障害児通所支援等の見込量の進捗状況

1　障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

サービス種類	単位	第3期計画値			第3期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
児童発達支援	人/月	522	548	575	673	774	900
	人日/月	2,863	3,006	3,156	3,643	4,460	4,955
放課後等デイサービス	人/月	1,667	1,750	1,837	1,829	2,011	2,211
	人日/月	8,919	9,364	9,832	9,602	10,786	11,563
保育所等訪問支援	人/月	7	9	11	39	42	45
	人日/月	8	10	12	43	56	50
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	1	0	1
	人日/月	1	1	1	2	0	2

【 一人当たり月間平均利用日数（令和７（2025）年度）】

サービス種類	平均利用日数/月
児童発達支援	5.8 日
放課後等デイサービス	5.4 日
保育所等訪問支援	1.3 日

2　障害児相談支援等

障害児相談支援の利用者数は増加傾向にあり、令和７（2025）年度は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第3期計画値			第3期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
障害児相談支援	人/月	160	165	170	146	180	200
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	2	3	3	2	2	2

3　障がい児に対する子ども・子育て支援等

保育所（園）や認定こども園を利用する障がい児数は増加傾向にあり、令和７（2025）年度は計画値を上回っています。また、放課後児童健全育成事業の利用者数も増加傾向にあり、計画値を上回っています。

種別	単位	第3期計画値			第3期実績値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
保育所(園)	人/月	300	310	322	330	383	416
認定こども園	人/月	50	57	67			
放課後児童健全育成事業	人/月	224	219	215	246	300	342

第５章　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画

【１】基本指針等の概要

１　基本指針を踏まえた計画策定の視点

国は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保するため、市町村及び都道府県が計画を策定する際の基本指針を定めています。

本計画では、この基本指針に基づき、成果目標やサービス見込量を設定するとともに、地域の実情を踏まえ、相談支援や障がい児支援、就労支援等の提供体制とその確保方策を定めます。

【 基本指針を踏まえた計画策定の視点（要旨） 】

○ 成果目標とサービス見込量の設定

・ 施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、一般就労への移行、障害児支援の提供体制、相談支援体制の充実・強化等について、成果目標や必要なサービス見込量、確保方策を定める。

○ 地域生活を支える体制の整備

・ 地域生活支援拠点等の機能の充実、緊急時の対応、住まいの確保、重度障害者への支援、地域移行支援・地域定着支援の利用の促進など、地域で安心して暮らし続けるための体制の整備を進める。

○ 相談支援体制の充実

・ 基幹相談支援センターや協議会等を活用し、相談支援事業所、サービス提供事業所、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携しながら、地域課題の把握と支援体制の改善につなぐ。

○ 障害児支援の充実

・ 児童発達支援センター等を中心に、身近な地域で支援を受けられる体制を整備するとともに、保育・教育等との連携、医療的ケア児や強度行動障害の状態にある児への支援、家族への支援の充実を進める。

○ 就労支援と社会参加の促進

・ 本人の希望や適性に応じた働き方を選択できるよう、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援等の活用や企業・関係機関との連携を進める。

○ 人材確保とサービス提供体制の維持

・ 人口減少や担い手不足を踏まえ、障害福祉人材の確保・定着、支援の質の向上、業務の効率化、デジタル技術等の活用、地域の事業所や関係機関との連携を進める。

○ 災害時等を見据えた体制づくり

・ 災害時や感染症発生時等にも必要な支援が継続されるよう、関係機関との連携、事業所における業務継続の取組、避難支援や情報提供体制の整備を進める。

【 基本指針見直しの主なポイント（要旨） 】

基本指針	見直しのポイント
1　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握 ・ 希望する地域生活の実現に向けた支援体制確保の重要性を踏まえた取組の推進 ・ 施設整備と入所者数削減目標との整合 ・ 入所施設における居室の個室化等の推進
2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念の明確化 ・ 市町村における相談及び援助の体制整備 ・ 都道府県による広域的な支援体制の整備
3　福祉施設から一般就労への移行等	・ 就労選択支援の積極的な利用を促す体制確保の推進 ・ 就労選択支援事業所の設置及び利用者数に関する成果目標の新設
4　障害児支援の提供体制の整備等	・ 児童発達支援センター等による地域支援体制の構築に係る４つの中核機能※の確保 ・ インクルージョン推進のための協議の場の設置に係る成果目標の新設 ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた伴走的な相談支援体制の確保 ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備
5　地域における相談支援体制の充実強化	・ 基幹相談支援センターの設置の一層の推進 ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を踏まえた取組の推進 ・ 協議会への障害当事者の参画の重要性を踏まえた取組の推進
6　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	・ 介護テクノロジーの導入促進等による間接業務の効率化 ・ 直接処遇業務の負担軽減と支援の質の向上 ・ 人材確保や生産性向上の支援体制の整備に係る成果目標の新設 ・ 障害当事者が研修に関わることの重要性を踏まえた取組の推進
7　障害福祉サービス等の質の確保等	・ 就労系サービスやグループホーム等の質の確保、ガイドライン等を踏まえた取組の推進 ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 ・ 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を踏まえた取組の推進 ・ 障害児支援における人材育成の推進

※ ４つの中核機能「１ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」「２ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」「３ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能」「４ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能」

基本指針	見直しのポイント
8 きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備	・ 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備 ・ 専門人材の確保・育成の重要性を踏まえた取組の推進 ・ 意見申出制度の積極的な活用を念頭に置いた計画の検討 ・ 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備 ・ 障害当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援
9 高次脳機能障害者に対する支援	・ 「高次脳機能障害者支援法※1」の成立を踏まえた支援の充実 ・ 相談支援体制の充実 ・ 専門的な医療機関の確保 ・ 地域協議会の設置に向けた取組の推進
10 人口減少地域におけるサービスの維持・確保	・ 中山間地域・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保
11 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・ 地域共生社会の実現に向けた取組の一層の推進
12 住宅セーフティネット制度との連携	・ 「住宅セーフティネット法※2」に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和 ・ 住宅担当部局や居住支援協議会等との連携
13 地域差の是正・指定の在り方等	・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法の整理 ・ 総量規制や意見申出制度の活用 ・ 重度障害者、強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする児者等の個別利用者数の見込み設定
14 障害者等に対する虐待の防止等	・ 自治体における調査の徹底と体制整備の強化 ・ 重篤事例等の検証の一層の推進 ・ ガイドラインを踏まえた意思決定支援の一層の推進 ・ 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携
15 スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進	・ スポーツ・健康増進活動を通じた社会参加の促進 ・ 共生社会の実現に向けた取組の推進
16 災害時における障害福祉サービス提供の確保	・ 「災害対策基本法※3」等の改正を踏まえた防災部局や職能団体等との連携 ・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進

※1 令和７年法律第 96 号
※2 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）」
※3 昭和 36 年法律第 223 号

２　成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和 11（2029）年度末の成果目標について、次のとおり掲げています。以下の成果目標には、国・都道府県が中心となって設定・把握する項目と、市町村又は圏域が中心となって取組を進める項目が含まれています。

本表では、市町村計画と特に関連が深い項目を中心に整理しています。

【 成果目標（令和 11（2029）年度末の目標）の見直しのポイント（抜粋） 】

１　施設入所者の地域生活への移行

○ 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
○ 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：319.3 日以上
○ 精神病床における 1 年以上入院患者数の目標設定
○ 精神病床への 30 日以上の再入院率：退院後 90 日時点 10.3%以下、退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下【新規】

３　福祉施設から一般就労への移行等

○ 一般就労への移行者数：令和６年度実績の 1.31 倍以上
○ 就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
○ 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の 1.47 倍以上
○ 就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
○ 協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置、令和 11 年度の就労選択支援利用者 82,000 人以上【新規】

４　障害児支援の提供体制の整備等

○ 児童発達支援センター等を中心とした４つの中核機能の確保：各市町村又は圏域【見直し】
○ インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県、各市町村又は圏域【新規】
○ 主として重症心身障害児を支援する事業所又は受け入れ体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
○ 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県、各市町村又は圏域
○ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
○ 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備：各都道府県、必要に応じて政令市【新規】

5　地域生活支援の充実

○ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置等による支援体制や緊急時の連絡体制の構築を推進
○ 年 1 回以上、支援実績等を踏まえ、地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討
○ 強度行動障害の状態にある者について、各市町村又は圏域で支援ニーズを把握し、支援体制を整備

6　相談支援体制の充実・強化等

○ 各市町村における基幹相談支援センターの設置等
○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
○ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制を強化し、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。【新規】

7　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

○ 人材確保や生産性向上に関する支援体制の整備【新規】
○ 生産性向上等に向けた関係者の連携体制の構築【新規】
○ 相談支援専門員研修等の実施

8　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 各都道府県及び各市町村におけるサービスの質向上のための体制構築
○ 障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率 100%【新規】

3　地域生活支援事業に関する計画策定の視点

国の通知では、障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることとされています。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業であり、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業など、障がいのある人の地域生活を支える重要な事業が含まれます。

本計画では、国の通知等を踏まえ、市町村計画と特に関連が深い視点を中心に、次のとおり整理します。

【 地域生活支援事業に係る計画策定の視点（要旨） 】

○ 地域の実情に応じた事業の実施

・ 地域の特性や利用者の状況を踏まえ、必須事業及び任意事業を効果的・効率的に実施する。

○ 地域生活を支える事業の確保

・ 移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業など、障害のある人の自立した日常生活又は社会生活を支える事業の実施体制を確保する。

○ 意思疎通支援等の充実

・ 障害特性に応じた意思疎通支援のニーズを把握し、支援者の養成・確保、派遣体制の整備、デジタル技術等の活用を進める。

○ 個別給付との役割分担と連携

・ 障害福祉サービス等の個別給付と地域生活支援事業の特性を踏まえ、必要な支援が適切に提供される体制づくりを進める。

○ 点検・評価による見直し

・ 各事業の実施状況や利用ニーズを把握し、定期的な点検・評価を行いながら、必要に応じて事業内容や見込量の見直しを行う。

【２】計画策定に当たっての本市の主な課題

障がいのある人へのアンケート調査、事業所アンケート調査、前期計画における取組の振り返り、障がい者施策を取り巻く社会的背景等を踏まえ、本市の主な課題を次のとおり整理します。

以下に整理した課題については、後段の成果目標や障害福祉サービス等の見込量・確保方策等に反映するとともに、本計画だけでは対応が完結しない横断的な課題については、「第４次東広島市障がい者計画」等の関連施策と連携して取組を進めます。

１　高齢化や家族介助者の負担を見据えた地域生活支援の充実

・ 本市では、身体障害者手帳所持者の約７割を 65 歳以上が占める一方、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

・ 18 歳以上のアンケート調査結果では、日常生活で介助を必要とする人が一定数みられ、介助者は配偶者や父母など家族が中心となっています。また、高齢の介助者も多く、年齢が上がるほど健康への不安が高まる傾向がみられます。

○ 障がいのある人の高齢化への対応とともに、障がい特性や生活状況に応じた支援の充実が必要となっています。

○ 障がいのある人が、家族による支援だけに頼ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスや住まいの確保、見守り、緊急時の対応、家族介助者の負担軽減など、地域生活を支える体制の充実が必要です。

⇩

計画への反映について

○ 障がいのある人の重度化や高齢期への移行、介護者の高齢化、親亡き後を見据え、地域生活支援拠点等の機能の充実をはじめ、訪問系・日中活動系・居住系サービス等の提供体制の確保に反映します。また、高齢化への対応については、本市の介護保険施策とも連携して取り組みます。

2　本人の希望する暮らしを支えるサービス提供体制の確保

・ 18 歳以上のアンケート調査結果では、今後の暮らし方として、在宅での生活を希望する人が多くなっています。また、希望する暮らしを送るためには、親や家族がいなくなった後も安心して暮らせる支援が求められており、病気や緊急時への対応、在宅生活を支える福祉サービス、相談できる窓口や支援者の確保などへのニーズがみられます。

○ 地域生活支援拠点等の機能を生かしながら、居宅介護、短期入所、日中活動、グループホーム、地域移行・地域定着支援等について、本人の希望や障がい特性、家族の状況に応じて必要なサービスを利用できる体制を確保していく必要があります。

⇩

計画への反映について

○ 障がいのある人が本人の意思や希望に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、意思決定支援を踏まえた福祉施設から地域生活への移行及び地域定着を推進するとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実、居宅介護、短期入所、グループホーム、相談支援等の提供体制の確保に反映します。

3　障害福祉サービスの利用のしやすさと情報提供の充実

・ 18 歳以上及び 18 歳未満のアンケート調査結果では、障害福祉サービスを利用しやすくするため、サービスに関する詳しい情報や分かりやすい申請・手続きの方法、必要なときに利用できる体制、気軽に相談できる場所などが求められています。特に 18 歳未満の調査では、情報提供や相談へのニーズが高くなっています。
・ 自由記述でも、利用できる制度やサービス、手続きの方法が分かりにくいことや必要な情報にたどり着きにくいことなどに関する意見がみられます。

○ 利用者や家族が必要なサービスを適切に選択し、必要なときに利用できるよう、制度やサービス内容、申請手続き等について、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供を進めるとともに、相談支援とサービス提供事業所との連携を強化する必要があります。

⇩

計画への反映について

○ 基幹相談支援センターや相談支援事業所、障害児相談支援事業所が障害福祉サービス利用の入り口として重要な役割を担うことを踏まえ、相談支援体制の充実・強化をはじめ、障害福祉サービス等の確保方策に反映し、分かりやすい情報提供や必要なサービスにつながる支援を進めます。

4　身近で包括的な相談支援体制の充実

・ 18 歳以上のアンケート調査結果では、相談先に対して、１か所で幅広い相談に対応できることをはじめ、身近な地域で気軽に相談できること、障がい特性に応じた専門的な相談ができることなどが求められています。

・ 自由記述でも、自分で情報を探したり相談先を調べたりすることが難しい人や困りごとを一人で抱え込んでしまう人にも、支援が届く仕組みを求める意見がみられます。

○ 本市では「はあとふる」を中心とした相談支援体制を整備していますが、今後は、基幹相談支援センターの機能や自立支援協議会のネットワークを生かし、本人や家族が身近な地域で相談でき、多様化・複雑化する支援ニーズについても、必要な支援に適切につながる包括的な相談支援体制を、更に充実する必要があります。

⇩

計画への反映について
○ 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、計画相談支援及び障害児相談支援の提供体制の確保及び「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた取組に反映します。また、関係機関との連携を強化し、地域における相談支援体制の充実を図ります。

5　多様化・専門化する支援ニーズへの対応

・ 本市では、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあり、自立支援医療（精神通院）の利用者数も増加しています。また、強度行動障がいの状態にある人のニーズ把握が未実施であり、地域の関係機関が連携した支援体制も未整備となっています。

・ 事業所アンケート調査結果では、医療的ケアを必要とする人を「受け入れていない」事業所は７割台（73.4%）を占め、そのうち今後「受け入れる予定がある」と回答した事業所は１割程度（10.6%）となっています。また、事業運営上の課題として、利用者の高齢化や重度化、対応が難しい利用者への支援、専門職の確保などが挙げられています。

○ 医療的ケア、強度行動障がい、精神障がい、発達障がい等の専門的な支援ニーズに対応できるよう、専門人材の確保・育成を進めるとともに、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携をはじめ、圏域での支援も含めたサービス提供体制を確保する必要があります。

⇩

計画への反映について
○ 強度行動障がいのある人への支援体制や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、医療的ケア児等への支援や発達障がい等、専門的な支援体制の充実に反映します。

6　障がいのある子どもと家族を支える体制の充実

・ 18 歳未満のアンケート調査結果では、何かあったときに世話を頼める人がいないことや保護者自身の休養時間が持てないこと、身体的・精神的な負担などへの不安がみられます。
・ また、通園・通学先における子どもの特性や発達に応じた支援、保育士や教職員の障がいへの理解、相談しやすい体制などが求められています。
・ ペアレントメンターについては、約７割（68.6%）が「言葉も内容も知らなかった」と回答している一方、ペアレントトレーニングについては半数以上（52.1%）が参加意向を示していることから、保護者への情報提供や支援の充実が求められています。

○ 障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもが、早期から身近な地域で適切な支援につながるよう、児童発達支援センター等を中心とした支援体制を充実するとともに、保育・教育・医療・福祉の連携、相談支援、家族支援を一体的に進める必要があります。

⇩

計画への反映について

○ 児童発達支援センターを中心とした障がい児支援体制をはじめ、障害児通所支援、障害児相談支援、家族支援等の充実に反映します。また、インクルージョンの推進及び障がい児とその家族に対する伴走的な支援の充実を図ります。

7　本人の希望や適性に応じた就労支援の充実

・ 18 歳以上のアンケート調査結果では、障がいがあっても働き続けるため、通勤手段の確保や柔軟な働き方、身近な地域で働ける場の確保などが求められています。
・ 事業所アンケート調査結果では、一般就労への移行に向けて、企業における障がい者雇用への理解の促進をはじめ、本人の生活習慣や就労意識を高めるための支援、企業と事業所との連携の強化などが必要とされています。

○ 就労選択支援の開始も踏まえ、本人の希望や適性、障がい特性、体調等に応じた働き方を選択できるよう、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等を活用し、就職に向けた準備から就職後の職場での定着まで、切れ目なく支援するとともに、企業や関係機関との連携を強化する必要があります。

⇩

計画への反映について

○ 障がいのある人が本人の希望や能力、適性に応じて働く場を選択できるよう、一般就労への移行や職場定着に関する成果目標、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援等の提供体制の確保に反映します。

8　障がい福祉人材の確保・育成と持続可能なサービス提供体制の確保

・ 国の基本指針では、障がい福祉人材の確保・定着や生産性の向上、サービスの質の確保が重視されており、本市においても持続可能なサービス提供体制の確保が重要となっています。

・ 事業所アンケート調査結果では、物価高による経費負担、職員の専門性を高めるための研修、サービスの質の向上、制度改正に伴う事務負担など、事業運営に関する幅広い課題がみられます。また、利用しやすいサービスにするためには、職員の確保と資質の向上、事業所や関係機関の連携の強化が必要とされています。

○ 今後も安定して必要なサービスを提供できるよう、人材の確保・定着や専門性の向上を支援するとともに、事業所間や関係機関との連携、業務の効率化、サービスの質の向上など、持続可能な提供体制づくりを進める必要があります。

⇩

計画への反映について
○ 障害福祉サービスの質の向上をはじめ、各サービスの確保方策に横断的に反映し、人材の確保や育成、事業所や関係機関との連携を強化します。

9　災害時・緊急時にも支援が継続できる体制の確保

・ 18 歳以上のアンケート調査結果では、４割以上（44.6%）が災害時に家族や近所の人などの手助けがないと避難できないと回答しています。一方、約４割（40.4%）が避難行動要支援者名簿を知らないと回答しており、避難に支援を必要とする人への制度の周知や支援体制の充実が課題となっています。

・ また、親や家族がいなくなった後の生活についても、病気や緊急時への対応を不安に感じる人が多く、日常時から緊急時を見据えた支援体制が求められています。

○ 災害時や緊急時にも障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、避難支援や情報提供、地域生活支援拠点等による緊急時の対応、障害福祉サービス事業所の業務の継続、関係機関との連携体制を確保する必要があります。

⇩

計画への反映について
○ 地域生活支援拠点等による緊急時対応の充実に反映するとともに、災害時においても障がいのある人が必要な支援を受けながら地域で生活を継続できる体制づくりを進めます。

10　障がいへの理解や社会参加に関する取組との連携

・ 18 歳以上及び 18 歳未満のアンケート調査結果では、障がいや障がいのある人に対する周囲の理解、合理的配慮、コミュニケーション、地域や社会への参加などについて、引き続き取り組むべき課題がみられます。

○ これらは、障害福祉サービス等の提供体制だけでなく、障がいのある人の生活全般に関わる横断的な課題であることから、「第４次東広島市障がい者計画」に基づく障がいへの理解の促進、差別の解消、権利擁護、社会参加等の取組と連携しながら、本計画においても必要な支援につないでいくことが必要です。



計画への反映について

○ 理解促進研修・啓発、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援等に反映するとともに「第４次東広島市障がい者計画」に基づく理解促進、差別の解消、権利擁護、社会参加等の取組と連携して推進します。

【3】成果目標等の設定

1　福祉施設入所者の地域生活への移行

本市の主な課題のうち、主に、本人の希望する暮らしを支えるサービス提供体制の確保（課題1※（P67）、2（P68））を踏まえ、福祉施設入所者が本人の希望に応じて地域で暮らすことができるよう、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和11（2029）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

※ 第５章【２】計画策定に当たっての本市の主な課題における課題の項目番号を示す。（以下同様）

■ 国の基本指針 ■

（１）令和７（2025）年度末時点の施設入所者６％以上が地域生活に移行する。

（２）令和11（2029）年度末の施設入所者数を、令和７（2025）年度末時点の施設入所者数から５％以上削減する。

■ 本市の目標 ■

（１）施設入所者の地域生活への移行

● 令和７（2025）年度末時点の施設入所者数174人に対して、令和11（2029）年度末までに11人（6.3%）が地域で暮らすことをめざします。

	令和8(2026)年度(実績見込み)	令和11(2029)年度(目標)	備考
施設入所者の地域生活への移行者数	0人	11人	・令和11(2029)年度末までの地域生活への移行者数(A)
地域生活への移行率	0.0%	6.3%	(A/令和7(2025)年度末時点の入所者数174人)

（２）施設入所者の削減

● 令和７（2025）年度末時点の施設入所者数174人に対して、令和11（2029）年度末までに施設入所者数を９人（5.2%）減らすことをめざします。

	令和8(2026)年度(実績見込み)	令和11(2029)年度(目標)	備考
施設入所者の削減数	4人	9人	・令和11(2029)年度末時点での削減見込者数(B)
施設入所者の削減割合	2.3%	5.2%	・令和7(2025)年度末時点の入所者数(174人)からの削減割合(B/174人)

２　地域生活支援の充実

高齢化や家族介助者の負担（課題１（P67））、本人の希望する暮らし（課題２（P68））、多様化・専門化する支援ニーズ（課題５（P69））、緊急時の対応等（課題９（P71））の課題を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備体制の構築や拠点コーディネーターの配置等により、地域生活を支援する体制の充実を図ります。また、支援の実績等を踏まえた検証及び検討等を行うとともに、強度行動障がいのある人への、地域の関係機関と連携した支援体制を整備します。

■ 国の基本指針 ■

（１）令和 11（2029）年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。

（２）拠点コーディネーターを配置し、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

（３）令和 11（2029）年度末までに、各市町村において強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

■ 本市の目標 ■

（１）地域生活支援拠点等の状況

● 令和 11（2029）年度末までに、拠点コーディネーターを５人配置し、運用状況の検証及び検討を年１回実施します。

	令和8 (2026)年度 （実績見込み）	令和 11 (2029)年度 （目標）
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1か所	1 か所
② 拠点コーディネーターの配置人数	5 人	5 人
③ 運用状況の検証及び検討 （支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数）	2 回/年	2 回/年
④ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	有	有
⑤ 地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	有	有

（２）強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備

● 多様化･複雑化する障がい特性への対応(課題５(P69))の課題を踏まえ、令和 11(2029)年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に対して、地域の関係機関が連携し、効果的な支援ができる体制を整備します。

	令和8 (2026)年度 （実績見込み）	令和 11 (2029)年度 （目標）
① 強度行動障がいの状態にある人の状況･支援ニーズの把握	実施	実施
② 強度行動障がいの状態にある人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の構築	有	有

３　福祉施設から一般就労への移行

本人の希望や適性に応じた就労支援の充実という課題（課題７（P70））を踏まえ、福祉施設利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行及び定着に係る人数を見込み、就労定着支援事業の利用者数等の目標値を設定します。

また、令和７（2025）年 10 月より、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業が開始されました。この就労選択支援の積極的な利用を促すため、地域と連携し、就労選択支援を提供できる体制の充実に努めます。

■ 国の基本指針 ■

【 福祉施設から一般就労への移行に関する目標 】

（１）福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 11（2029）年度末までに移行する者の目標値は、令和６（2024）年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とする。

（２）上記（１）のうち、就労移行支援事業から、令和 11（2029）年度末までに移行する者の目標値は、令和６（2024）年度の一般就労への移行実績の 1.14 倍以上とする。

（３）上記（１）のうち、就労継続支援Ａ型事業から、令和 11（2029）年度末までに移行する者の目標値は、令和６（2024）年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.52 倍以上をめざす。

（４）上記（１）のうち、就労継続支援Ｂ型事業から、令和 11（2029）年度末までに移行する者の目標値は、令和６（2024）年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.67 倍以上をめざす。

（５）就労定着支援事業の利用者数については、令和６（2024）年度末の実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。

【 就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標 】

（６）就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の５割以上とする。

【 就労定着支援事業所利用後の就労定着率※に関する目標 】

（７）就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

【 就労選択支援事業所の体制確保に関する目標 】

（８）就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めるとともに、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置することを基本とする。

※【就労定着率】過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■ 本市の目標 ■

- 令和 11（2029）年度中に 23 人が一般就労へ移行することをめざします。
- 就労移行支援事業利用者から、令和 11（2029）年度中に４人が一般就労へ移行することをめざします。
- 就労継続支援Ａ型事業利用者から、令和 11（2029）年度中に４人が一般就労へ移行することをめざします。
- 就労継続支援Ｂ型事業利用者から、令和 11（2029）年度中に 15 人が一般就労へ移行することをめざします。
- 令和 11（2029）年度末までに 18 人が就労定着支援を利用することをめざします。

	令和6 (2024)年度 （実績）	令和 11 (2029)年度 （目標）	比較 （国の指針）
① 一般就労への移行	14 人	23 人	1.64 倍 （1.31 倍）
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	3 人	4 人	1.33 倍 （1.14 倍）
③ 就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数	2 人	4 人	2.00 倍 （1.52 倍）
④ 就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数	9 人	15 人	1.67 倍 （1.67 倍）
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	12 人	18 人	1.50 倍 （1.47 倍）

● 就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数の割合を 50%以上とすることをめざします。

	令和8 (2026)年度 （実績見込み）	令和 11 (2029)年度 （目標）
就労移行支援事業所数	5 か所	4 か所
就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3 か所	2 か所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	60%	50% （50%以上）

● 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上にすることをめざします。

	令和8 (2026)年度 （実績見込み）	令和 11 (2029)年度 （目標）
就労定着支援事業所数	1 か所	1 か所
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1 か所	1 か所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100%	100% （25%以上）

● 令和 11（2029）年度末までに 19 人が就労選択支援を利用することをめざします。

	令和8 (2026)年度 （実績見込み）	令和 11 (2029)年度 （目標）
① 協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の有無	有	有
② 就労選択支援利用者数	3 人	19 人

４　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

多様化・専門化する支援ニーズへの対応という課題（課題５（P69））を踏まえ、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。また、家族などの身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う、心のサポーターの数を目標値として設定します。

■ 国の基本指針 ■

（１）市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の１年間の開催回数の見込みを設定する。

（２）保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

（３）協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場における目標設定並びに活動状況の把握及び評価の見込みを設定する。

（４）心のサポーターの養成のための心のサポーター養成研修の１年間の実施回数の見込みを設定する。

（５）精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の充実を図るための精神保健福祉相談員講習会等の精神保健福祉に関する研修の実施回数の見込みを設定する。

（６）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

（７）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

（８）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

（９）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

（10）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

（11）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	進捗状況			目標数値		
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
④ 心のサポーター養成研修実施回数	―	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
⑤ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	―	1回	1回	1 回	1 回	1 回
⑥ 精神障がい者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
⑦ 精神障がい者の地域定着支援	6 人	6 人	5 人	6 人	6 人	6 人
⑧ 精神障がい者の共同生活援助	55 人	75 人	70 人	87 人	100 人	116 人
⑨ 精神障がい者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
⑩ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	25 人	50 人	46 人	50 人	50 人	50 人
⑪ 精神障がい者の短期入所利用者数	―	37 人	40 人	37 人	37 人	37 人

注１：⑥～⑪は月間利用者数
注２：令和８（2026）年度の実績値は見込み（以下同様）

５　障がい児支援の提供体制の整備等

多様化・専門化する支援ニーズへの対応という課題（課題５（P69））、障がいのある子どもと家族を支える体制の充実という課題（課題６（P70））を踏まえ、児童発達支援センターの中核的な支援機能の強化を図り、地域社会へのインクルージョンを推進する体制を構築します。また、保育所等訪問支援等を活用した障がい児支援の充実を図るとともに、医療的ケア児支援のための協議の場における支援内容の充実を図ります。

■ 国の基本指針 ■

（１）児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和 11（2029）年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

④ 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

（２）インクルージョン推進のため、令和 11（2029）年度末までに各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

（３）令和 11（2029）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。

（４）地域の実情により主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保でも差し支えない。

（５）令和 11（2029）年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

（６）令和 11（2029）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■ 本市の目標 ■

	令和8 (2026)年度 (実績見込み)	令和 11 (2029)年度 (目標)
① 児童発達支援センターの設置数	4 か所	4 か所
② 児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保	有	有
③ インクルージョン推進のための協議の場の設置	無	有
④ 保育所等訪問支援事業所の設置数	14 か所	14 か所
⑤ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	4 か所	4 か所
⑥ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	5 か所	5 か所
⑦ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の場合、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所の設置数	14 か所	14 か所
⑧ 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	無	有
⑨ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有	有
⑩ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2 人	2 人

6　相談支援体制の充実・強化等

相談支援は、障害福祉サービスの利用のしやすさや、身近で包括的な相談支援体制の充実という課題（課題３（P68）及び４（P69））、権利擁護の推進及び障がいへの理解促進（課題 10（P72））を踏まえ、障害福祉サービス等の支援の入り口となる重要な取組です。基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与することにより、個別事例の検討体制の充実を図ります。

［１］基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実

■ 国の基本指針 ■

（１）相談支援体制を充実・強化するため、令和 11（2029）年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させ、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

（２）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

（３）基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無の見込みを設定する。

（４）基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合を設定する。

■ 基幹相談支援センターの設置等の状況に関する目標 ■

	進捗状況			目標数値		
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
③ 協議会の運営への関与の有無	有	有	有	有	有	有

	進捗状況			目標数値		
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
管内の全ての相談支援事業所数	―	26 か所	26 か所	26 か所	26 か所	26 か所
人材育成等の取組に参加する相談支援事業所数	―	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合	―	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%

［2］協議会を通じた支援体制の充実

■ 国の基本指針 ■

（1）協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定する。

（2）個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数の見込みを設定する。

■ 協議会での検討状況に関する目標 ■

	進捗状況			目標数値		
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
① 協議会の実施回数	3 回	5 回	4 回	4 回	4 回	4 回
② 専門部会の設置	有	有	有	有	有	有
③ 専門部会の実施回数	90 回	90 回	90 回	90 回	90 回	90 回
④ 地域における障がい者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした件数	―	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件

［３］「のぞまないセルフプラン※1」の解消に向けた取組

■ 国の基本指針 ■

（１）市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実･強化等を図ることにより、令和 11(2029)年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

※1 相談支援事業所を利用したいにもかかわらず、事業所が身近にない、空きがないなどの理由により、やむを得ず本人や保護者が作成するサービス等利用計画のこと。

■ 本市の目標 ■

本市では、アンケート結果より、セルフプランを利用している人の中には相談支援事業所を利用したいものの、事業所の空きがない、依頼できる事業所が見つからないなどの理由により、やむを得ずセルフプランを作成している人がいると考えられます。

このため、計画期間中にセルフプラン利用者の状況や意向を把握するとともに、相談支援体制の充実を図り「のぞまないセルフプラン」の解消に取り組みます。

■ 本市のセルフプランの状況と目標 ■

項目	区分	現状		目標	備考
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和 11（2029）年度	
① セルフプラン利用者数	障がい者	86 件（5.5%）	103 件（6.4%）	―	本人が希望して作成しているものを含む。
	障がい児	921 件（52.6%）	1,081 件（55.4%）	―	
② うち「のぞまないセルフプラン」	障がい者	未把握	未把握	実態把握を踏まえ削減	令和9(2027)年度に状況･意向を把握
	障がい児	未把握	約 403 件（参考推計※2）	約 300 件以下	令和7(2025)年度推計値から 25%以上削減
③ セルフプラン利用者の状況･意向の把握	―	未実施	未実施	実施	計画期間中に実態を把握

※2 障がい児の令和７（2025）年度の参考推計値は、18 歳未満を対象としたアンケート調査において、セルフプランを希望していると回答せず、相談支援事業所の「依頼先が見つからない」「空き・待機がある」「利用方法が分からない」のいずれかを回答した人の割合（37.3%）を基に算出した参考推計値（1,081 件×37.3%＝403 件）なお、この値はアンケート調査に基づく参考推計値であり、目標の基準となる実数とは異なる。

国の基本指針では令和 11（2029）年度末までに「のぞまないセルフプラン」をゼロにすることが基本とされていますが、本市では現時点でその実数を把握できていません。このため、まず計画期間中に利用者の状況や意向を把握し、相談支援体制の充実を進めることとしています。その上で、国が目指すゼロ件を念頭に置きながら、計画期間中に着実な改善を図るため、本市独自の当面の目標として、アンケートから算出した参考推計値の４分の１以上（25%以上）を削減する目標を設定します。

7　障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉人材の確保・育成と持続可能なサービス提供体制の確保という課題（課題８（P71））を踏まえ、障害福祉サービスの質の向上に向け、都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した、各種研修等への職員の参加人数等の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

（１）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

（２）障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

（３）都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

■ 本市の目標 ■

		進捗状況			目標数値		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
① 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	無	無	無	有	有	有
	実施回数	0 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		無	有	有	有	有	有
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数		0 回	2 回	1回	2 回	2 回	2 回

8　発達障がい者等に対する支援

発達障がい等の専門的な支援ニーズに対応できる体制の確保が必要であるといった課題（課題５（P69））をはじめ、ペアレントメンターの認知度が低い一方、ペアレントトレーニングへの参加意向がみられることから、保護者への情報提供や支援の充実が求められているといった課題（課題６（P70））を踏まえ、発達障がいのある人等への支援と家族等保護者への支援の充実を図ります。そのため、ペアレントトレーニング等プログラムの受講者数等を見込むとともに、ピアサポートの活動への参加人数の目標値を設定します。

また、発達障がい等の専門的な支援ニーズに対応できるよう、人材の育成・確保及び関係機関の連携強化を図り、地域全体の支援力の向上に取り組みます。

■ 国の基本指針 ■

（１）現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。

（２）現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

（３）現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 本市の目標 ■

	進捗状況			目標数値		
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	74 人	61 人	61 人	64 人	67 人	71 人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
③ ペアレントメンターの人数	16 人	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人
④ ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

【４】障害福祉サービス等の見込量と確保方策

障害福祉サービス等の見込量及びその確保方策については、前項までに整理した本市の主な課題を踏まえるとともに、本市の障がいのある人を取り巻く現状の変化や前期計画期間の利用実績、アンケート調査結果におけるニーズ等を総合的に勘案して設定します。

特に地域生活の継続（課題１（P67）・課題２（P68））、サービスの利用のしやすさ（課題３（P68））、相談支援（課題４（P69））、人材の確保・育成（課題８（P71））等の課題については、各サービスの確保方策を通じて横断的に対応します。

１　訪問系サービス

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助、外出時の移動補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスです。

【 訪問系サービスの見込量 】

サービス種類	単位	第7期実績値			第8期見込量		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
居宅介護	人/月	187	187	190	194	198	202
	時間/月	3,049	3,170	3,283	3,352	3,421	3,490
重度訪問介護	人/月	4	6	7	9	11	13
	時間/月	814	1,423	1,046	1,345	1,644	1,942
同行援護	人/月	16	23	25	29	34	41
	時間/月	300	313	408	473	554	668
行動援護	人/月	122	123	128	133	138	144
	時間/月	839	803	921	957	993	1,036
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	329	339	350	365	381	400
	時間/月	5,002	5,709	5,658	6,127	6,612	7,136

注：令和８（2026）年度の実績値は見込み（以下同様）

見込量の確保の方策

○ 利用者一人一人の状態やニーズに応じて、安定した障害福祉サービスが提供できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、福祉、介護人材の確保及び支援に取り組みます。

○ 障害福祉サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会の関係部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。

２　日中活動系サービス

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練 （機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人が、希望する職種や労働条件、自分の能力や適性、必要な合理的配慮などについて整理し、就労先や働き方を適切に検討、選択できるよう支援するサービスです。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（Ａ型）	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（Ｂ型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスです。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
短期入所 （福祉型、医療型）	介護する人が病気のときなどに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

【 日中活動系サービスの見込量 】

サービス種類	単位	第7期実績値			第8期見込量		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
生活介護	人/月	724	746	794	847	904	967
	人日/月	9,088	9,042	11,545	12,316	13,145	14,061
自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	3	2	2	2	2
	人日/月	2	46	20	20	20	20
自立訓練 （生活訓練）	人/月	31	41	45	49	54	59
	人日/月	281	467	503	548	603	659
就労選択支援	人/月	－	0	2	19	19	19
就労移行支援	人/月	32	30	31	32	33	34
	人日/月	526	569	551	569	587	604
就労継続支援 （A型）	人/月	75	70	71	72	73	74
	人日/月	1,562	1,506	1,485	1,506	1,527	1,548
就労継続支援 （B型）	人/月	503	535	578	625	675	729
	人日/月	8,138	8,662	9,466	10,236	11,055	11,939
就労定着支援	人/月	12	12	12	14	16	18
療養介護	人/月	38	35	35	35	35	35
短期入所 （福祉型）	人/月	126	126	130	135	140	146
	人日/月	565	565	597	620	643	670
短期入所 （医療型）	人/月	19	24	24	24	24	24
	人日/月	77	117	98	98	98	98

見込量の確保の方策
○ 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう障害福祉サービス提供体制の確保に努めます。 ○ 市内企業等を対象に障がい者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用を促進するための情報提供に努めます。 ○ 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を図ります。 ○ 就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、障害福祉サービス提供事業所と連携して、障害福祉サービスの周知や利用の促進に努めます。 ○ 就労定着支援は、一般就労に移行した方が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携して、障害福祉サービスの周知や利用の促進に努めます。 ○ 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要な障害福祉サービスであることから、事業所に対して障害福祉サービスの充実に向けた働きかけ等を行います。

3　居住系サービス

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
自立生活援助	障がい者支援施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行う障害福祉サービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行う障害福祉サービスです。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行う障害福祉サービスです。

【 居住系サービスの見込量 】

サービス種類	単位	第7期実績値			第8期見込量		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	188	232	257	286	319	357
施設入所支援	人/月	176	173	169	165	161	157

見込量の確保の方策

○ 自立生活援助については、社会福祉法人等に対して適切な情報提供を行うなどしながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
○ 社会福祉法人等へグループホームの整備を働きかけ、情報提供を行います。
○ 施設入所支援については、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域生活への移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。

４　相談支援

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障がいのある人に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【 相談支援等の見込量 】

サービス種類	単位	第7期実績値			第8期見込量		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
計画相談支援	人/月	313	327	344	362	381	401
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	6	6	5	6	6	6

見込量の確保の方策

○ 必要な方に必要な支援が行き届くために、計画相談支援を行う相談支援専門員の重要性を踏まえ、人材育成、事業の充実を図ります。

○ サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。

○ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の関係部会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

５　地域生活支援事業

障がいへの理解や社会参加に関する取組との連携が必要であるといった課題（課題 10（P72））を踏まえ、理解促進研修・啓発、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センター事業等を通じて、障がいへの理解の促進やコミュニケーション支援、地域や社会への参加を支える取組を進めます。

（１）必須事業

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障がい又は精神障がいのある人に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がいのある人の地域における生活支援を促進します。

【 必須事業の見込量 】

サービス種類		単位	第7期実績値			第8期見込量		
			令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人/年	12	10	12	14	17	20
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	31	29	26	23	21	19
	手話通訳者設置事業	人/月	3	2	1	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	15	5	4	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	26	22	20	18	16	14
	在宅療養等支援用具	件/年	37	37	38	39	40	41
	情報・意思疎通支援用具	件/年	20	12	10	9	8	7
	排せつ管理支援用具	件/年	3,732	3,813	3,857	3,902	3,948	3,994
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	4	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		人/年	23	23	24	28	33	40
移動支援事業		人/月	124	123	114	105	97	90
		時間/月	725	743	667	614	567	526
地域活動支援センター事業		か所	3	3	3	3	3	3
		人/月	221	243	249	260	274	293

見込量の確保の方策
○ 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障がいのある人への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。 ○ 相談支援事業は、東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。 ○ 成年後見制度利用支援事業は、東広島市社会福祉協議会権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用を周知するとともに、必要に応じて市長に申し立てを行うなど、権利の擁護を実施します。 ○ 意思疎通支援事業は、日常生活の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。 ○ 日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の日常生活が円滑に行われるように、必要とされる用具の給付を検討します。 ○ 移動支援事業は、外出が困難な障がいのある人の外出の際の移動を支援します。 ○ 地域活動支援センター事業は、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等、障がいのある人の地域生活を支援します。

（2）任意事業

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障がいのある人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
生活訓練事業	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進・交流等を進めるとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障がい者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。
奉仕員養成事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を行います。 点訳奉仕員と朗読奉仕員養成課程を２年ずつ交代で実施します。また、点訳奉仕員は１回の受講期間が２年間となります。
自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費給付事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることで、知的障がいのある人の福祉の向上を図ります。

【 任意事業の見込量 】

サービス種類		単位	第7期実績値			第8期見込量		
			令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
		人/月	8	8	8	8	8	8
	訪問入浴サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2
		人/年	4	4	3	2	2	2
	生活訓練事業	か所	1	1	1	1	1	1
		人/年	68	64	64	64	64	64
	日中一時支援事業	人/月	213	99	99	99	99	99
		人日/月	563	496	496	496	496	496
社会参加支援	スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	か所	3	3	3	3	3	3
		人/年	69	54	51	48	45	42
	点字･声の広報等発行事業	か所	2	2	2	2	2	2
		人/年	14	13	13	13	13	13
	奉仕員養成事業	か所	1	2	2	2	2	2
		人/年	8	17	17	17	17	17
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	2	1	2	3	4	5
	自動車改造費給付事業	件/年	6	8	8	8	8	8
就労就業･支援	知的障がい者職親委託事業	か所	1	1	1	1	1	1
		人/月	15	15	15	15	15	15

見込量の確保の方策

○ 日常生活支援にかかる事業については、障害福祉サービス提供体制の充実に努めます。
○ 社会参加支援にかかる事業については、広く周知を図ります。

【５】障害児通所支援等の見込量と確保方策

障害児通所支援等の見込量及びその確保方策については、障がいのある子どもと家族を支える体制の充実（課題６（P70））をはじめとする本市の主な課題を踏まえるとともに、障がいのある子どもを取り巻く現状の変化、前期計画期間の利用実績、アンケート調査結果におけるニーズ等を総合的に勘案して設定します。

一方、本市においては、児童発達支援の利用者数の増加や５歳児健診による支援ニーズの顕在化、保育施設等において支援を必要とする児童の増加及び市民アンケートで確認された利用意向などが見られます。

このため、本計画期間中に関係者への意見聴取や実態把握を行い、本市における児童発達支援のニーズやサービス提供体制への影響を検証するとともに、今後の支援ニーズに応じた適切なサービス提供体制のあり方について検討し、次期計画策定時までに方向性を整理します。

なお、本計画における見込量については、地域ニーズや過去の利用実績等を総合的に勘案し設定しています。

１　障害児通所支援

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。

【 障害児通所支援の見込量 】

サービス種類	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
児童発達支援	人/月	673	774	900	1,029	1,172	1,328
	人日/月	3,643	4,460	4,955	5,666	6,453	7,312
放課後等デイサービス	人/月	1,829	2,011	2,211	2,431	2,673	2,939
	人日/月	9,602	10,786	11,563	12,729	13,979	15,370
保育所等訪問支援	人/月	39	42	45	62	79	98
	人日/月	43	56	50	69	88	109
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	2	0	2	2	2	2

見込量の確保の方策

○ 必要な人が必要なサービスを適切に利用できるよう、利用実態やニーズを把握し、適切な支給決定とサービス提供体制の確保に取り組みます。

○ 障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援の充実に向けた働きかけ等を行います。

○ 発達に特性のある子ども等に対し、一人ひとりのニーズに応じた適切な療育や支援につながるよう、関係機関と連携しながら伴走型の相談支援体制の充実を図ります。

○ 自立支援協議会の関係部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障がいの特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。

2　障害児相談支援等

【 サービスの概要 】

サービス名	概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害福祉サービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【 障害児相談支援等の見込量 】

サービス種類	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
障害児相談支援	人/月	146	180	200	222	246	273
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	2	2	2	2	2	2

見込量の確保の方策

○ 必要な方に必要な支援が行き届くために、障害児相談支援を行う相談支援専門員の重要性を踏まえ、人材育成、相談支援の充実を図ります。
○ 障がいのある子どもやその家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が適切に作成されるよう、障害児相談支援の提供体制の充実に向けた働きかけ等を行います。
○ 基幹相談支援センターや自立支援協議会の関係部会において、情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。
○ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

3　障がいのある子どもに対する支援等

種別	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
保育所･ 認定こども園	人/月	330	383	416	451	489	531
放課後児童 健全育成事業	人/月	246	300	342	390	445	508

見込量の確保の方策

○ 支援が必要となる児童について、保育所（園）や放課後児童クラブ等での受け入れ体制を可能な範囲で整え、健全な心身の発達を促します。
○ 医療的ケアが必要な児童についても、個々の障がいに応じた支援体制や施設状況を関係者とともに総合的に判断しながら充実をめざします。
○ 「東広島市こども計画（第３期東広島市子ども・子育て支援事業計画）」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障がいのある子どもへの支援を総合的に推進します。

資料編

・東広島市障がい者計画等審議会規則
・東広島市障がい者計画等審議会 委員名簿
・策定経過　等を掲載予定